

官報

令和元年十一月二十日

○第二百回参議院会議録第五号

令和元年十一月二十日(水曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第五号

令和元年十一月二十日

午前十時開議

第一 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定の締結について承認を求めるの件及びデジタル貿易に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件(趣旨説明)

以下 議事日程のとおり

○議長(山東昭子君) これより会議を開きます。

この際、日程に追加して、日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定の締結について承認を求めるの件及びデジタル貿易に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

令和元年十一月二十日 参議院会議録第五号

○議長(山東昭子君) 御異議ないと認めます。茂木敏充外務大臣。

(国務大臣茂木敏充君登壇、拍手)

○国務大臣(茂木敏充君) ただいま議題となりました日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定について承認を求めるの件につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

政府は、平成三十一年四月以来、アメリカ合衆国との間でこの協定の交渉を行いました。その結果、令和元年十月七日にワシントンにおいて、我が方在大使と先方合衆国通商代表との間で、この協定の署名が行われました。

この協定は、我が国とアメリカ合衆国との間で物品の貿易につき、関税の撤廃又は削減の方法等を定め、両国間の物品の貿易を促進するものであります。

この協定の締結により、我が国とアメリカ合衆国との間の物品の貿易が促進され、両国間の経済的な結び付きがより強固になることを通じ、両国経済が一段と活性化し、ひいては両国関係全般が一層緊密化することが期待をされます。

次に、デジタル貿易に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

政府は、平成三十一年四月以来、アメリカ合衆国との間でこの協定の交渉を行いました。その結

果、令和元年十月七日にワシントンにおいて、我が方在大使と先方合衆国通商代表との間で、この協定の署名が行われました。

この協定は、我が国とアメリカ合衆国との間で、円滑で信頼性の高い自由なデジタル貿易を促進するための法的基盤を確立することにより、両国間のデジタル貿易を促進することを目的とするものであります。

この協定の締結により、我が国とアメリカ合衆国との間のデジタル貿易が促進され、両国間の経済的な結び付きがより強固となることを通じ、両国間の貿易が安定的に拡大し、ひいては自由で開かれた国際経済の発展につながることを期待をされます。

以上が、これらの協定の締結について承認を求める件の趣旨でございます。(拍手)

○議長(山東昭子君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。中西哲さん。

(中西哲君登壇、拍手)

○中西哲君 自由民主党の中西哲です。

私は、自由民主党・国民の声を代表し、ただいま議題となりました日米貿易協定、日米デジタル貿易協定について質問いたします。

昨年九月の日米首脳会談において、日米貿易交渉を開始することで一致してから僅か一年。米国の側の要求事項が相当強いものだったにもかかわらず、安全保障上の脅威を理由に導入をちらつかせていた自動車への追加関税を回避できました。

農業分野についても、焦点であった米国産牛肉と豚肉の関税削減はTPPと同じ水準となりました。米についても、TPPで設けられることとなっていた米国産米の輸入枠はありません。

この交渉結果については、日本自動車工業会から、自動車分野における日米間の自由で公正な貿易環境が維持強化されるものであるとのコメントが、また、JA全中の会長からも、合意内容は昨年九月の日米共同声明の内容を踏まえた結論と受け止め、特に、米については米国への関税制当ての設置が見送られることとなり、生産現場は安心できるものと考えているとの談話が発せられているように、我が国の国益にかなう結果が得られたものと評価されたと考えております。

そこで、安倍総理から、今回の日米貿易協定の内容と成果について、分かりやすい説明を求めます。

さて、この日米貿易協定が早期に妥結したのは、アメリカがTPPからの離脱を表明した後、我が国が一貫して自由貿易を推進していくとのスタンスの下、TPP11や日EU・EPAの早期発効を推し進めてきたことが功を奏していることは明らかです。そして、日米貿易協定により、日本が要となつて巨大な自由貿易市場が形成され、保護主義的な流れを食い止める大きな壁がつけられたものと高く評価できると考えています。

確かに、自由貿易に対して懐疑的な気持ちを持つている方々がおられることも事実です。しかし、人口減少に直面する我が国が成長力著しい地域に活路を見出すことは戦略の一つであり、そのために自由貿易を堅持、発展させていくことは極めて重要です。

そこで、自由貿易への不安な声に十分耳を傾けつつ、日米貿易協定を弾みとして、更なる自由貿易の堅持、発展に向けてどのように取り組んでいくつもりなのか、安倍総理にお伺いいたします。

今回の日米貿易協定発効後、日米は、自動車分

議事日程追加の件 日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定の締結について承認を求めるの件(趣旨説明)

令和元年十一月二十日 参議院会議録第五号

野では米国が日本から輸入する乗用車や小型トラック、自動車部品に掛けている関税について引き続き協議することとなっています。

交渉前は、ある製品の米国への輸入が米国の国家安全保障を損なうおそれがある場合、関税の引上げ等の是正措置を発動する権限を大統領に付与する通商拡大法二百三十二条を発動してくるのではないかと懸念が高まっていました。しかし、日米共同声明において日本の自動車あるいは自動車部品に対して追加関税を課さないという趣旨を確認した上で、更なる交渉による関税撤廃についても協定上明記されています。これは、日本の自動車メーカーが米国内において相当の台数を生産していることを繰り返し日本側から説明し、追加関税は双方のためにならないと粘り強く訴えてきたことが功を奏したと考えています。

そこで、今後、この協定を踏まえ、自動車、自動車部品の関税撤廃に向けて、具体的な関税撤廃時期等を含めて、どのように更なる交渉を進めていくのか、茂木外務大臣にお伺いします。

今回の日米貿易協定による経済効果は、実質GDPで約〇・八％、二〇一八年度GDP水準で換算すると約四兆円相当の押し上げが見込まれています。農林水産業では、日本側の関税はTPPの範囲内に抑えられている一方、牛肉輸出については六万五千五トンの複数国枠へのアクセス確保、そして、日本の輸出関心の高いしょうゆや冷蔵ナガイモ、切り花等四十二品目の関税撤廃、削減などを獲得しています。

そこで、このチャンスを生かしつつ、農山漁村そのものを支えている農家など地方の実態にも十分配慮しながら、優れた農産物の海外への売り込みなど、競争力向上に向けた生産基盤の強化を含

日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定の締結について承認を求めるの件(趣旨説明)

め、我が国経済の発展にどのように対処していくお考えでしょうか。西村経済再生担当大臣にお伺いします。

最後に、日米デジタル貿易協定について伺います。

デジタルデータは二十一世紀の石油と言われてます。電子商取引や自動運転もデジタルデータなしには成り立ちません。GPSなどの複数のデータと併せて企業などに瞬時に共有、分析されることで、新たなビジネスを展開させることも可能となります。

しかし、グローバル経済の中で、データ革命というべき動きをいかに安全かつ確実に進展させていくのかというコンセンサスが確立されているわけではありません。そのような状況の中、安倍総理は、G20大阪サミット等で、信頼たるルールの下でのデータの自由な流通、すなわちDFFTを促進すべきと各国に呼びかけました。

今回、日米で合意された日米デジタル貿易協定は、このDFFTの促進に大きな役割を果たすものと考えています。そこで、この協定とDFFTを我が国経済の発展にどう生かしていくつもりか、茂木外務大臣のお考えをお伺いして、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 中西哲議員にお答えをいたします。

日米貿易協定の内容と成果についてお尋ねがありました。

日米貿易協定は、昨年九月の共同声明に沿って、日米双方にとってウイン・ウインでバランスの取れた結論を得ることができたと考えております。

今回の貿易協定では、農林水産物について、過去の協定で約束したものが最大限であるとした昨年九月のトランプ大統領との共同声明に沿った結論が得られました。とりわけ我が国にとって大切な米について、関税削減の対象から完全に除外いたしました。さらには、米国への牛肉輸出に係る低関税枠が大きく拡大するなど、新しいチャンスも生まれています。

また、幅広い工業品についても、米国の関税削減、撤廃が実現します。さらに、日本の自動車、同部品に対しては、米南通商拡大法第二三二条に基づく追加関税は課されないことを直接トランプ大統領から確認しました。

こうした交渉結果については、中西議員御指摘のとおり、JA全中から、中家会長の談話として、合意内容は昨年九月の日米共同声明の内容を踏まえた結論と受け止め、特に、米については米国への関税割当て枠の設置が見送られることとなり、生産現場は安心できるものと考えているとの評価が発表されており、また、我が国の自動車工業会からも、自動車分野における日米間の自由で公正な貿易環境が維持強化されるものであるとの評価が既に発表されたものと承知しており、我が国にとってまさに国益にかなう結果が得られたと考えております。

日米貿易協定を踏まえた更なる自由貿易の推進についてお尋ねがありました。

人口減少に直面する中で、我が国が力強い成長を続けていくためには、海外の活力を積極的に取り込むことが不可欠です。こうした中で、我が国が主導して、TPP11、欧州とのEPA、日米貿易協定を合わせ世界経済の六割を占める自由貿易圏が誕生することは、我が国にとって大きなチャ

ンスであります。

とりわけ、農業従事者の平均年齢が六十六歳を超える中であって、農林水産業を守るためにこそ攻めなければならぬ。若者が自らの夢や希望を託せるよう、世界に目を向けながら、生産基盤の強化等に取り組んでいく必要があります。この六年間で農林水産物の輸出は政権交代前の二倍を超え、足下でも、TPP、EUとの経済連携協定によって、牛乳や乳製品の輸出は二割以上増加し、ヨーロッパへの牛肉輸出は三割上昇しています。今回の日米貿易協定でも、我が国にとって大切な米について関税削減の対象から完全に除外する一方、米国への牛肉輸出に係る低関税枠が大きく拡大するなど、新しいチャンスも生まれています。

我が国は、これからも自由貿易の旗を高く掲げ、攻めるべきは攻め、守るべきは守りながら、国益にかなう道を追求してまいります。

同時に、それでもなお残る農家の皆さんの不安にもしっかりと向き合っています。万全の対策を講じていくため、年末に向けて総合的なTPP等関連政策大綱を改訂する考えです。

農林水産業こそ国の基であります。新たな市場の開拓や生産基盤の強化などに取り組み、自由貿易の果実を全国津々浦々へと広く行き渡らせることで、活力あふれる地方を次の世代へと引き渡していく決意であります。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

〔国務大臣茂木敏充君登壇、拍手〕

○国務大臣(茂木敏充君) 中西議員から自動車、自動車部品の関税撤廃に関する更なる交渉についてお尋ねがありました。

自動車、自動車部品の関税については、まず、日米貿易協定の協定本文第五条一において、各締約国は、附属書Ⅰ又は附属書Ⅱの規定に従って、市場アクセスを改善すると両締約国の義務を規定した上で、それぞれの締約国の附属書において市場アクセスの具体的な改善の仕方を記載しております。

そして、米国の附属書には、自動車、自動車部品について、関税の撤廃に関して更に交渉するに書かれており、これが米国が第五条一の規定に基づいて市場アクセスの改善を行う具体的なやり方となります。

その上で、九月二十五日の日米共同声明パラグラフ三では、日米で今後どの分野を交渉するのか、その対象をまず協議することとしており、今後の交渉の内容はこの協議の中で決まっていくこととなりますが、更なる交渉による関税撤廃で合意をしている自動車、自動車部品については交渉の対象となります。

具体的な関税撤廃時期は今後の交渉によりですが、TPP12でも自動車は二十五年、トラックは三十年という長いスレージングとなっており、関税撤廃までの期間が、今後の交渉の結果、短縮されることもあり得ると考えております。

日米デジタル貿易協定についてのお尋ねがありました。

日米デジタル貿易協定は、日米間で円滑で信頼性の高い自由なデジタル貿易を促進するための法的基盤を確立するものであります。

その上で、これからの時代の経済を牽引するデジタル貿易のルール作りにおいて、その先進国たる日米両国が引き続き主導的な役割を果たしていくことが重要と考えています。

令和元年十一月二十日 参議院会議録第五号

我が国としては、六月のG20大阪サミットの機会に、DFFT、データ・フリー・フロー・ウィズ・トラストの考えに基づき、信頼性のあるデータ流通を促進するために立ち上げた大阪トラックの下、米国を始めとする関係国と連携してWTO電子商取引交渉を推進しているところであり、引き続き、デジタル貿易に関する国際的なルール作りに向け、日本が主導的な役割を果たしていく考えです。

本協定の締結及び我が国のDFFTに関する取組により、デジタル貿易が日米間、さらには多国間で一層促進され、経済的な結び付きが強固になるものと考えております。これらの取組が、我が国を含め自由で開かれた国際経済の発展につながることを期待しております。(拍手)

(国務大臣西村康稔君登壇、拍手)

○国務大臣(西村康稔君) 中西議員から日米貿易協定に関する国内対策についてお尋ねがございました。

今回の協定を踏まえた国内対策については、十一月一日に政府のTPP等総合対策本部で決定した総合的なTPP等関連政策大綱改訂に係る基本方針に基づき、経済効果分析も含め、本協定の成果を最大限に生かすため、必要な政策の検討を進めていくこととしております。

具体的には、TPP11、日EU・EPAの発効後の動向も踏まえ、政策を改めて体系的に整理をし、前回の決定から二年経過した総合的なTPP等関連政策大綱を改訂することとします。

大綱の改訂に当たっては、なお残る農家の皆さんなどの不安にもしっかりと寄り添い、万全の対策を講じていくことが必要です。

の海外展開支援等を通じた日本企業、日本産品等の新たな市場の開拓、国内企業と外国企業からの投資のマッチング等を通じた国内産業の競争力の強化、生産基盤の強化等を通じた強い農林水産業、農山漁村の構築にしっかりと取り組むことで、我が国経済の更なる発展につなげてまいります。(拍手)

○議長(山東昭子君) 那谷屋正義さん。

(那谷屋正義君登壇、拍手)

○那谷屋正義君 立憲民主党の那谷屋正義です。私は、立憲・国民、新緑風会・社民の会派を代表し、ただいま議題となりました日米貿易協定、日米デジタル貿易協定について質問いたします。質問に先立ち、一言申し上げます。

安倍政権は、本日で歴代最長政権になったそうです。本来ならばお祝いの言葉でも申し上げるところでしょうが、そういう状況になっておりません。今国会での安倍政権のいたらくは、これまでも以上に見るも無残であります。

安倍内閣は、僅か六日間の間に、適材適所のはずだった菅原経産大臣、河井法務大臣という重要閣僚が相次いで辞任に追い込まれるという異常事態に陥りました。安倍総理は、任命責任は私にあるというもはや聞き飽きた言葉を繰り返し、挙げ句の果てに、政治家として自ら説明責任を果たすべきだと他人事のような答えを繰り返す有様でした。

そこに浮上したのが、安倍総理自身に対する桜を見る会といわゆる前夜祭の問題です。総理主催で税金で運営される桜を見る会に自らの後援会の人間を際限なく招いて供応するという、公私混同の極みとしか言いようのない大問題であり、その

前夜祭についても数々の問題点が指摘されております。

これまでも数々の不祥事を抱えてきた安倍内閣ですが、今度もまた安倍総理自身に直接関わる大問題です。総理自身の言葉を借りれば、今こそ政治家として自ら説明責任を果たすべきときです。こうした事態を招いた張本人の安倍総理をただため、規則にのっとり野党が要求した予算委員会からいまだに逃げ回る安倍総理に対し、あえて、以下、質問をいたします。

第一に、毎年恒例となっている総理主催の桜を見る会についてです。

第二次安倍政権になってから、会の規模が急速に拡大し、参加者数が急増する一方、予算の不足額まで急増しました。総理は、会の参加者数が急増していたことに関して、総理自身が何らの指示や示唆は一切せず、規模拡大については一切関わっていないこの場で断言できるのでしょうか。自身の後援会会員が大勢いることを一度も不思議に思わなかったのでしょうか。事務所が勝手にやったことと言うなら、菅原、河井両大臣は事務所、秘書の監督責任を問われて辞任しています。総理御自身の監督責任はどう取るつもりでしょうか。

第二に、総理は、十一月八日の本院の予算委員会において、招待者の取りまとめには関与していないと断言されました。総理自身の後援会関係者などへ、安倍晋三事務所名で、報道されているような招待状を方々に送り、そのコピーまで許して参加者を集めていた実態を全く知らなかったというのでしょうか。また、どのくらいの関係者が桜を見る会に来ているかの報告も一切事務所から受けていなかったというのでしょうか。国民はこの説明で納得すると一〇〇%断言できますか。

日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定の締結について承認を求めるの件(趣旨説明)

令和元年十一月二十日 参議院会議録第五号

第三に、いわゆる前夜祭についてです。

総理は、安倍事務所の人間が受付をして、ホテル名義の領収書を渡していたことを明らかにされました。しかし、安倍事務所が、何人来て幾ら掛かるかも分からない会の受付をして、ホテルの領収書を渡したのでしょうか。桜を見る会ツアーを企画した旅行会社はホテルとの交渉には一切関与していないと回答していますが、この会に関する計算書、明細書の類いは絶対にないと言断できましか。なぜ明細書の類いがなくとお考えでしょうか。

総理は、また、前夜祭が五千円でできたことについて、参加者の大多数が宿泊者と明言されましたが、二〇一五年に安倍事務所が配った文書では会場と宿泊先が異なっているとの報道があり、総理の説明と完全に矛盾します。事実と証拠に基づいた説明を求めます。

第四に、そもそもこの前夜祭について、主催者は誰なのでしょう。総理御自身でしょうか。安倍晋三後援会なのでしょうか。ほかの団体でしょうか。まさかホテル主催なのでしょうか。事実と証拠に基づいた御認識をお聞かせください。

第五に、安倍総理は、桜を見る会やその前夜祭に関して、公職選挙法及び政治資金規正法にのっとって適切に対処していると明言されています。今後、この桜を見る会関連の政治活動に関して、安倍晋三後援会を始めとする安倍晋三衆議院議員関係の政治団体の政治資金収支報告書を訂正することなど、よもやないということではよろしいでしょうか、御答弁ください。

第六に、こうした中で、来春の桜を見る会を中止することにされました。中止をすることでむしろ問題はクローズアップされたのではないでしょう

日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定の締結について承認を求めるの件(趣旨説明)

うか。まさか、今年の招待状、招待者リスト、開催要項を廃棄してしまったので来春は実施できないということではないでしょうか、中止の理由について明確にお答えください。

さらに、一部報道によれば、桜を見る会に關し、参議院自民党事務局が今年一月、夏に改選を迎える所属議員に關係者などを四組まで招待できる案内状を送付したとのこと。ゆゆしき問題です。安倍事務所のみならず、参議院自民党は、選挙を迎える議員のために桜を見る会の招待状を使ったと見られても仕方ありません。事実關係の承認を求めます。

以上、全ては疑惑を向けられた安倍総理のみが答えることのできる質問であり、真摯にお答えいただきたいと思います。いずれにせよなどといった質問内容はぐらかすだけの官僚用語は絶対に使わないでいただきたい。自らの言葉で御説明ください。

続いて、日米貿易協定について質問いたします。二〇一九年四月に日米物品貿易協定交渉として始まったはずの日米間の交渉は、日米貿易交渉に名前がすり替わりました。また、何の説明もないまま、日米物品貿易協定ではなく日米貿易協定と日米デジタル貿易協定が作成されました。

今般の交渉や協定の名前の變更の経緯に加え、物品貿易とは無關係のデジタル貿易協定を作成した明確な理由を茂木外務大臣に伺います。

その上で、九月二十五日の首脳会談後、トランプ大統領は、すばらしい新貿易協定の第一階段を正式に発表すると表明し、かなり近い将来、更に多くが続くと述べました。米国が今後、政府がかたくに否定をしている包括的なTPA、すなわ

ち日米FTAを目指す方針であることに疑いの余地はありません。しかし、政府は、今後について予断を持って申し上げることは差し控えると繰り返すばかりで、全く議論には応じません。

改めて伺いますが、今後について予断しないと説くのであれば、なぜ日米共同声明に、協定の発効後、関税や他の貿易上の制約、サービス貿易や投資に係る障壁、その他の課題についての交渉を開始する意図であるとの方向性を明記することに合意したのですか。安倍総理の誠意ある答弁を求めます。

次に、農林水産品の合意内容と影響試算について伺います。

日本は、関税撤廃、削減等を約束した全ての農林水産品について、協定の発効時からTPP11締結国に対する現在の優遇関税率と同じ税率まで一気に引き下げることを約束しました。TPP11や日EU・EPAの発効を背景に合意を急ぐ米国に對して、なぜこのような譲歩を行う必要があったのですか。

二〇一八年九月の日米共同声明で、農林水産品について、過去の経済連携協定で約束した市場アクセスの譲許内容が最大限と約束しているにもかかわらず、全ての農林水産品の譲許水準がTPPの範囲内であったとしても、関税率を一気に引き下げることは自体がその約束に反しているのではないのでしょうか。安倍総理の認識を伺います。

特に、牛肉に関しては、米国に対して関税削減を約束したことを受け、今後、米国からの輸入量を含む形で設定しているTPP11の牛肉セーフガードの発動基準数量を引き下げることが急務となります。しかし、豪州のマッケンジー農相はTPP11の見直しに否定的な見解を示しています。

TPP11の国会論議の際、当時の茂木経済再生担当大臣は、牛肉セーフガードの発動基準数量の見直しについて各国の理解を得ていると強調していましたが、それはうそだったのでしょうか。見直しの実現に向けた根拠と併せて、西村経済再生担当大臣の明確な説明を求めます。

さらに、政府は、日米貿易協定による農林水産物の生産減少額を約六百億円から約一千億円と見込みました。しかし、この試算には、TPP11や日EU・EPAの影響など、想定されるべき影響が加味されていません。にもかかわらず、まだ予算も付いていない国内対策を実施することにより、国内の生産量が維持されるとの都合の良い前提が置かれています。

こんな恣意的な影響試算はやはりやり直すべきではありませんか。江藤農林水産大臣の認識を伺います。

次に、自動車、自動車部品の合意内容をめぐる問題について伺います。

日米貿易協定において、対米輸出総額の約四割を占める自動車及び自動車部品は、関税撤廃が見送られました。その理由について、茂木外務大臣は、自動車、同部品の電動化、自動走行技術の進展等による部品構成やその重要度の変化を見極める必要があった旨説明しましたが、これまでも、自動車、同部品の技術等の進展を踏まえながら経済連携協定交渉を進め、関税撤廃を獲得してきたはずであります。

日本にとつて最も重要な成果を一切勝ち取れないまま、僅か五か月間で交渉で合意したのはなぜでしょうか。全ての品目について関税撤廃を見送る必要があったのですか。茂木外務大臣の具体的な説明を求めます。

自動車、同部品の関税撤廃を実現できなかったにもかかわらず、政府の説明する日米貿易協定の関税撤廃率及び経済効果分析は、これらの関税撤廃が実現した場合の数値となつています。実際は、現状では米国の関税撤廃率は約五割程度にとどまり、また、経済効果も相当程度低くなることが見込まれます。衆議院の審議でも、この事実と反する結果を正すよう何度も指摘されましたが、政府はこれに応じません。

自動車、同部品の関税撤廃を含まない本当の関税撤廃率及び経済効果を誠実に公表すべきではありませんか。安倍総理の認識を伺います。

また、自動車、同部品の関税撤廃が見送られた日米貿易協定は、WTOが求めるおおむね九割の関税撤廃率には遠く及ばず、WTO協定に違反するとの指摘が多数なされています。しかし、政府は、WTO協定と整合的であると繰り返し述べています。

このまま現実に反する根拠なき説明を行い続けることは、自由貿易を推進する日本に対する国際的な評価を下げてしまうことになりませんか。WTO協定に整合的であるとする具体的な根拠と併せて、安倍総理の説明を求めます。

さらに、発動が懸念される米国の一九六二年通商拡大法第二百三十二条、いわゆる二百三十二条に基づく自動車、自動車部品に対する追加関税措置について、茂木外務大臣は、日米首脳間のしっかりとした約束であると説明しました。そんな重要な約束なのに、米国ではライトハイザー通商代表が、現時点で日本車に追加関税を課す意図はないと述べています。

本日に米国が将来的に日本に対して追加関税措置を課さないことを確認できるのでしょうか。茂木外

務大臣の認識を伺います。

加えて、二百三十二条と同様に発動が懸念される自動車、同部品に対する数量規制等の保護主義的措置について、茂木外務大臣は、数量規制等を課さないことを閣僚間で確認したと説明しました。しかし、この約束は口約束にとどまり、証拠となる議事録も示されていません。

なぜ明確な文書として約束を取り付けなかったのですか。この約束は首脳間においても確認されているのですか。安倍総理の認識を伺います。

ここで、衆議院の審議に向けても、日本に対して追加関税措置及び数量規制等を課さないことを約束した日米首脳・閣僚会談の議事録の速やかな公表を求めます。

最後に、いま一度申し上げます。

それぞれが説明責任を果たすべきという総理の言葉は、今、そのまま安倍総理に返ってきています。桜を見る会に関わる問題は、総理御自身の問題である以上、この本会議での答弁に加え、やはり予算委員会に出てきて説明責任を果たすのが総理大臣として最低限の務めです。国民の疑惑に答えるべく、安倍総理の決意をお聞かせください。

長期政権のおごり、ゆがみは目に余ります。日米貿易協定に関わる問題も含めて、与えられた原稿をただ読むのではなく、総理自身の言葉による真摯な答弁を求め、質問を終わります。

御清聴ありがとうございます。(拍手)

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 那谷屋正義議員にお答えをいたします。

桜を見る会の規模の拡大についてお尋ねがありました。

桜を見る会については、昭和二十七年以来、内

閣総理大臣が、各省庁からの意見等を踏まえ、各界において功績、功労のあった方々などを幅広く招待し、日頃の御労苦を慰労するとともに、親しく懇談する内閣の公的行事として開催しているものです。

他方、同会については、内閣官房及び内閣府が招待者の最終的な取りまとめを行っているところ、長年の慣行の中で行われてきたところではあります。招待者の基準が曖昧であり、結果として招待者の数が膨れ上がったしまった実態があると認識しています。

また、私は内閣官房及び内閣府における最終的な取りまとめプロセスには一切関与していませんが、私の事務所が内閣官房からの推薦依頼を受け、幅広く参加希望者を募ってきたと承知しており、私自身も事務所から相談を受ければ推薦者について意見を言うこともありました。

このようなこれまでの運用については大いに反省すべきであり、今後、私自身の責任において招待基準の明確化や招待プロセスの透明化を検討するとともに、予算や招待人数も含め、全般的な見直しを幅広く意見を聞きながら行つてまいります。

桜を見る会の招待者に関する私の関与等についてお尋ねがありました。

まず、桜を見る会の招待者については、内閣官房及び内閣府が最終的な取りまとめを行っているところです。取りまとめの前提として、長年の慣行で内閣官房から官邸内や与党にも推薦依頼を行つており、私の事務所もこれまで推薦を行ってきました。

私の事務所においては、後援会の関係者を含め、地域で活躍されているなど、桜を見る会への

参加にふさわしいと思われる方を始めとして、幅広く参加希望者を募ってきたところです。私自身も事務所から相談を受ければ推薦者についての意見を言うこともありました。実際の事務所における推薦作業の詳細は承知しておりません。

また、桜を見る会前日に開催された夕食会の参加者数等から桜を見る会へのおおむねの参加者数を推測することはできましたし、現場においてもどれぐらいの人数が集まっているかを聞くこともありましたが、毎回正確な参加人数の報告は受けておりません。

桜を見る会の現在の運用について国民の皆様から様々な御批判があることは十分承知をしており、今後、招待基準やプロセス等をしっかりと再構築してまいります。

来年度の桜を見る会を中止した理由についてお尋ねがありました。

桜を見る会については、長年の慣行の中で行われてきたことではあります。招待者の選定基準が曖昧であり、結果として招待者の数が膨れ上がったしまったのが実態です。

こうした運用を大いに反省し、招待基準の明確化や招待プロセスの透明化を検討するとともに、予算や招待人数も含めて、全般的な見直しを幅広く意見を聞きながら行つてまいります。

このような経緯を踏まえ、この際は、しっかりと検討する時間が必要であり、来年度の開催は中止すべきと判断したところであり、

桜を見る会の前日に開催された夕食会についてお尋ねがありました。

まず、二〇一三年以降、毎年、桜を見る会の前日に夕食会を開催しておりますが、夕食会場につ

令和元年十一月二十日 参議院会議録第五号

いては、参加者の利便性の観点から、結果的に参加者の多くが宿泊するホテルとしておりました。

二〇一五年は、当初、夕食会場であり、かつ多くの参加者が宿泊することが予定されていたホテルにおいて、事務的な手違いにより夕食会場が確保できないことが判明し、急遽別のホテルに夕食会場を変更したとの事情があったと聞いております。このため、二〇一五年に限っては結果として大多数の参加者の宿泊先が夕食会場と同一ではなくなりましたが、ホテル側と相談を行った結果、提供するサービスの内容や参加者の規模等を勘案し、一人当たり五千円という価格設定になったと承知しております。

なお、同夕食会に関しても、参加者が実費を払って、支払っており、安倍晋三後援会としての収入、支出は一切ありません。

来年度の桜を見る会を中止した理由についてお尋ねがありました。

桜を見る会について……(発言する者あり)失礼しました。桜を見る会への自民党の推薦についてお尋ねがありました。

桜を見る会については、内閣官房及び内閣府が取りまとめを行っており、その前提として、長年の慣行で与党にも推薦依頼を行っているところですが、自民党内の推薦の経緯等については、参議院幹事長から御説明があったものと承知しておりますが、政府としては把握しておりません。

桜を見る会等に関する私の説明についてお尋ねがありました。

予算委員会を始め国会の運営については、国会において決定されるものと認識しております。私としては、国会より出席を求められれば、誠実に対応してまいりたいと考えております。

日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定の締結について承認を求めるの件(趣旨説明)

日米間の今後の交渉についてお尋ねがありました。

トランプ大統領の発言一つ一つについてコメントすることは差し控えますが、御指摘の共同声明の記述は、昨年九月の日米共同声明において、日米貿易協定の議論の完了の後に、他の貿易、投資の事項についても交渉を行う旨が規定されていることを受けて明記されたものであります。

ただし、今後の交渉については、どの分野を交渉するかについて、その対象をまず協議することとなっております。そのため、今後の交渉自体についても、現時点において予断を持って申し上げることは差し控えます。

いずれにせよ、我が国の国益に反するような合意を行うつもりはありません。

農林水産品の関税率の引下げについてお尋ねがありました。

今回の貿易協定では、日本の農林水産品について、過去の協定で約束したものが最大限であるとした昨年九月のトランプ大統領との共同声明に沿った結論が得られたと考えています。

なお、TPP協定においても、当初の発効に遅れて締結国となった原署名国に対して、締結時点で当初の締結国と同じ関税率を適用できることとしており、この点でも、日米貿易協定によって米国内に譲許された農産品の関税が直ちにTPPと同水準になったとしても、それが昨年九月の日米共同声明に反しているとの御指摘は当たりません。

いずれにせよ、こうした交渉結果については、JA全中から、中家会長の談話として、合意内容は昨年九月の日米共同声明の内容を踏まえた結論と受け止め、特に、米については米国への関税割当て枠の設置が見送られることとなり、生産現場

は安心できるものと考えているとの評価が発表されたものと承知をしております。

日米貿易交渉における関税撤廃率及び経済効果の試算についてお尋ねがありました。

日米貿易協定では、自動車、自動車部品については、単なる交渉の継続ではなく、更なる交渉による関税撤廃を明記しました。関税撤廃がなされることが前提となっている以上、関税撤廃率及び経済効果について、これを基に試算することが当然と考えています。

その上で、自動車及び同部品の関税を現状のままとした関税撤廃率及び経済効果を試算することは、あくまで関税撤廃がなされることが前提となつている今回の交渉結果に反するものであり、具体的な撤廃時期などに係る今後の交渉にも悪影響を与えないことから、差し控えたいと思います。

関税撤廃率とWTO協定との整合性についてお尋ねがありました。

新たに譲許される品目にWTO協定の枠組みの下で無税とされているものを含めれば、二〇一八年の貿易額ベースで、関税撤廃率は、日本が約八四%、米国が九二%となることから、本協定はWTO協定と整合的であると考えています。

自動車、自動車部品に対する数量規制等についてお尋ねがありました。

数量規制、輸出自主規制等の措置については、米国としてこれらを求めない旨を茂木大臣とライトハイザー通商代表との間で直接確認していると承知しています。

また、私とトランプ大統領との間では、日本の自動車、自動車部品に対して、米国民商拡大法二三条に基づく追加関税が課されないことを、日

米首脳会談において、少人数会合及び全体会合で直接確認いたしました。

これらを踏まえ、首脳会談に際して私とトランプ大統領との間で発出した日米共同声明の文書では、協定が誠実に履行されている間、両協定及び本共同声明の精神に反する行動を取らないと明記されているところであります。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

(国務大臣茂木敏充君登壇、拍手)

○国務大臣(茂木敏充君) 那谷屋議員から日米貿易協定の名称及び日米デジタル貿易協定の作成理由についてお尋ねがありました。

昨年九月の日米共同声明では、工業品と農産品について交渉の対象にし、その他早期に結果が生じ得るものも対象にする旨、合意をいたしました。

当該共同声明に沿って交渉を行った結果、合意した協定の正式名称は日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定、英語では「TRADE AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE UNITED STATES OF AMERICA」となりました。いずれにしても、本協定は日米の物品の関税を対象にしたものであり、物品貿易に関する協定です。

また、この日米貿易協定とは別途、その他早期に結果を生じ得るものとして、今回、日米デジタル貿易協定について、日米間で最終合意、署名をいたしました。日米デジタル貿易協定は、円滑で信頼性の高い自由なデジタル貿易を促進するためのルールの整備を目的とする協定でありまして、物品関税の撤廃、削減を規定する日米貿易協定とは性格が異なることから、別途の協定としたものであります。

自動車、自動車部品の合意内容についてのお尋ねがありました。

自動車、自動車部品の関税については、協定本文及び附属書Ⅱによってその取扱いを規定しております。

まず、協定本文の第五条一において、各締約国は、附属書Ⅰ又は附属書Ⅱの規定に従って、市場アクセスを改善すると同締約国の義務を規定した上で、それぞれの締約国の附属書において市場アクセスの具体的な改善の仕方を記載しております。そして、米国の附属書には、自動車、自動車部品について、関税の撤廃に関して更に交渉すると書かれており、これが米国が第五条一の規定に基づいて市場アクセスの改善を行う具体的なやり方となります。

このように、自動車、自動車部品については、関税撤廃がなされることを前提に、市場アクセスの改善策としてその具体的な関税撤廃等について今後交渉が行われることとなります。

自動車については、現在、電動化、自動走行による大変革期にあり、今後、様々な部品構成やその重要度も変わっていく可能性が高いと考えております。

具体的にということですが、例えば、電動化によって電動源がエンジンからモーターに変わることで、今の部品点数約三万点が、電気自動車では部品点数そのものが二万点にまで減少すると予測されております。そうした状況を極めて、引き続き協議を行っていくことが適切と判断したものであります。

もちろん、今後の交渉において、できる限り早期の関税撤廃に向けて協議を進めてまいります。

令和元年十一月二十日 参議院会議録第五号

最後に、自動車等に関する追加関税措置についてお尋ねがありました。

自動車、自動車部品に係る米通商拡大法二三二条の扱いについては、日米首脳共同声明において、両国は、協定が誠実に履行されている間、両国協定及び本共同声明の精神に反する行動を取らない旨を明記、そして、これが日本の自動車、自動車部品に対して追加関税を課さないという趣旨であることは、首脳会談で安倍総理からトランプ大統領に明確に確認をしております。同盟関係にある日米両国の首脳間の合意であり、極めて重い了解事項であると考えております。

また、日本として、協定発効後、この協定を共同声明にあるよう誠実に履行していくのはもちろんのことです。(拍手)

(国務大臣西村康稔君登壇、拍手)

○国務大臣(西村康稔君) 那谷屋正義議員から牛肉セーフガードの発動基準数量の見直しについてお尋ねがございました。

TPP11につきましては、発効後の運営等について具体的に話し合っている段階であり、また、いまだ国内手続を完了していない国ができるだけ早期に締約国となるよう働きかけをしているところであります。

本件につきましては、いずれかの時点でTPP関係国と協議を開始する必要があると考えておりますが、TPP11も発効から間もないこともあり、日米貿易協定の発効後の実際の輸入状況などを見極めつつ、適切なタイミングで関係国と相談を行うこととしております。また、この旨を関係国に伝えているところであります。オーストラリアのバーミンガム貿易大臣にも、私からこの旨伝えております。(拍手)

(国務大臣江藤拓君登壇、拍手)

○国務大臣(江藤拓君) 那谷屋議員の御質問にお答えいたします。

日米貿易協定による農林水産物への影響試算についてお尋ねがありました。

これまで、TPP11や日EU・EPAの影響については、各協定の審議の際に協定ごとの影響試算を個別にお示ししております。今回は日米貿易協定の審議のため、日米貿易協定の影響をお示しましたが、日米貿易協定とTPP11を合わせてTPP12を超えているのかといった御指摘に因應するため、今回は日米貿易協定とTPP11を合わせた影響試算もお示したところでございます。

これまで、産地パワーアップ事業や畜産クラスター事業など約一兆二千九百三十四億円の体質強化対策や、牛・豚・鶏の補填率の引上げ等の経営安定対策の充実などの国内対策を行い、その効果が確実に現場では出てきております。

今後とも、更に万全の対策を講じることで生産基盤を強化し、国内生産量の維持拡大を図っていくことができると考えておりますので、試算をやり直す考えはございません。(拍手)

○議長(山東昭子君) 答弁の補足があります。安倍内閣総理大臣。

(内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手)

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 先ほど答弁漏れがございましたので、補足して答弁させていただきます。

桜を見る会の前日に開催された夕食会についてお尋ねがありました。

まず、夕食会の主催者は安倍晋三後援会であり、同夕食会の各種段取りについては、私の事務所の職員が会場であるホテル側と相談を行っております。

ります。事務所に確認を行った結果、その過程においてホテル側から明細書等の発行はなかったとのことであります。

夕食会の費用については、ホテル側との合意に基づき、夕食会場入口の受付において安倍事務所の職員が一人五千円を集金し、ホテル名義の領収書をその場で手交し、受付終了後に集金した全ての現金をその場でホテル側に渡すという形で参加者からホテル側への支払がなされたものと承知しております。なお、当該受付の際にはホテル側職員も立ち会っていたところであります。

このように、同夕食会に関して安倍晋三後援会としての収入、支出は一切ないことから、政治資金収支報告書への記載は必要ないものと認識しております。(拍手)

○議長(山東昭子君) 矢倉克夫さん。

(矢倉克夫君登壇、拍手)

○矢倉克夫君 公明党の矢倉克夫です。

会派を代表し、ただいま議題となりました両協定、特に日米貿易協定について御質問いたします。

今般まとめられた両協定、とりわけ日米貿易協定は、経済成長、消費者利益、自由貿易推進などの諸点において意義あるものと評価をいたします。

一方、政府にまず強く求めたいことは、協定により影響を受ける可能性のある方々、特に農家を徹底的に支えることでもあります。これなくして自由貿易推進への理解はあり得ません。

その上で、政府には、自由貿易の旗手として多国間協調主義を守ることにも全力を挙げていただきたい。自由貿易の価値は、お互いの優れた点を

日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定の締結について承認を求めるの件(趣旨説明)
日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定の締結について承認を求めるの件及びデジタル貿易に関する日本国とアメリカ合衆

令和元年十一月二十日 参議院会議録第五号

日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定の締結について承認を求めるの件及びデジタル貿易に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件(趣旨説明)

八

共有し、全体を押し上げる協調の精神であります。これは、自国の利益のみを時に他国の犠牲の下に追求する保護主義とは対局にあります。

以上を前提に、まず、農業支援についてお伺いをいたします。

政府は、今回の交渉による農林水産物の生産減少額を約六百億から千億億円と試算します。生産する量は減らず、競争により販売単価が低下した前提であることですが、消費者にはプラスの数値である反面、生産者側にとっては単純に売上高の減少となります。

農業の生産性を高めコストを低下させることで、生産者の利益、利潤を維持する、これが政府の責任です。

そのために重要なことは、生産関係者の連携、力を合わせる仕組みづくりであります。産地パワーアップ事業や、今回、生産額の減少が試算されている畜産分野における畜産クラスター事業の維持及び更なる充実が求められております。この点に関し、農林水産大臣の御所見をお伺いいたします。

豚コレラ改めクラシカル・スワイン・フィーバー、CSF対策についてお伺いをいたします。

私の地元埼玉県においても、疑似患畜五例目が確認をされました。CSF対策は、家畜伝染病予防法などの下、都道府県単位で対応することが基本であります。これ以上の蔓延を防ぐため、国としてもより積極的に県域を越えた広域による防止策に力を入れていただきたいと思います。今後のCSF対策について、農林水産大臣にお伺いをいたします。

日米貿易協定を受けた農業支援につき、国際競争力のある分野に重点を置くべきとの意見もあるやに聞きますが、慎重であるべきです。競争

力を高めることも政府の責任である一方、より以上に大事なことは、冒頭申し上げた趣旨の通り、自由貿易推進によっても誰も取り残されない経済をつくることでもあります。特に、条件不利地や中山間地域なども含めた農業基盤の整備をするべきです。これは、自由貿易を進める政府の責任であります。農業支援一般の在り方について、総理の御所見をお伺いいたします。

政府は、協定による経済成長をGDP〇・八％、二〇一八年度換算で四兆円と見込みますが、これは、自動車及び自動車部品に関する関税撤廃を織り込んだものであります。試算に盛り込む以上、政府は、早期の関税撤廃に向け、全力を尽くさなければなりません。

米国との附属書Ⅱに関税撤廃に関する交渉とだけあることを捉え、協定はTPPより後退をしているとの御指摘もありますが、そのTPPにおける自動車関税撤廃は二十五年後、トラックは三十年後であります。ここに言う交渉とは、TPPと同水準、あるいはより日本に有利な条件を勝ち取る思いでの交渉であり、政府はその思いで交渉に当たっていただきたい。今後の自動車交渉に当たっての総理の御決意をお伺いいたします。

あわせて、牛肉セーフガードについてお伺いをいたします。

現状、TPPⅪにおける牛肉セーフガードに関する規定は、TPPⅪに未加入のアメリカを含めた発動基準であり、これに一般の日米貿易交渉で締結をされたセーフガードが追加になることで、結果的に日本に向けた牛肉に対するセーフガードの発動基準は緩くなり得るとの御指摘もありません。

農林水産大臣に一般の牛肉セーフガード規定の評価を、西村経済再生担当大臣にTPPⅪ諸国と

のセーフガード条項をめぐる外交交渉方針についてお尋ねをいたします。

今回、米国と二国間協定を結ぶことは、米国のTPPに戻すという従来の政府方針とは矛盾をいたしません。TPPのような多国間協定においても関税分野は二国間交渉が基本であり、今回の日米貿易協定の交渉結果は、言わば来るTPP米国入りに向けた関税交渉の基礎をつくったとも言えるからであります。

米国を含めた形でTPP締結は、米国を含めたサプライチェーン構築を通じ、とりわけ中小企業が多い我が国自動車部品メーカーなどにもメリットとなります。米国のTPP復帰に向けた交渉方針について、西村経済再生担当大臣にお伺いをいたします。

冒頭申し上げましたとおり、自由貿易の旗手たる日本が、保護主義と対峙をし、自由貿易の持つ協調の精神を世界に発することは、日本が国際社会において果たす使命であります。政府は、この日米貿易協定を自由貿易推進の一里塚としていただきたい。

最後に、総理に、米国をTPPに組み込むことが世界経済に与える意義と、今後、世界の自由貿易、その価値である多国間協調主義を守り、その推進役として活動する決意をお伺いをいたします。

分断が叫ばれる世界、その背景の一つが貿易紛争であります。米国、中国という大国の間に位置する太平洋の大国である私たち日本には、自由貿易の価値を具現化し世界の海をつなぐ使命がある、そのことを再度強調いたしまして、私の質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

(内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手)

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 矢倉克夫議員にお答えをいたします。

日米貿易協定を受けた農業支援についてお尋ねがありました。

米国との貿易協定において、農林水産物については、過去の経済連携協定で約束したものが最大限であるとした昨年九月の共同声明に沿った結論が得られました。とりわけ我が国にとって大切な米について、関税削減の対象から完全に除外しました。さらには、米国への牛肉輸出に係る低関税枠が大きく拡大するなど、新しいチャンスも生まれます。

それでもなお残る農家の皆さんの不安に対して、しっかりと向き合い、万全の対策を講じてまいります。年末に向けて、与党のお力も借りながら、総合的なTPP等関連政策大綱を改正する考えです。

先日編成を指示した補正予算も活用し、新たな市場の開拓や、条件不利地や中山間地域等を含めた生産基盤の強化などに取り組むことで、今回の協定を、全国津々浦々、我が国経済の更なる成長につなげてまいりたいと考えています。

自動車、自動車部品の関税撤廃についてお尋ねがありました。

日米貿易協定では、自動車、自動車部品について、単なる交渉の継続ではなく、更なる交渉による関税撤廃を明記しました。こうした今回の交渉結果については、我が国の自動車工業会から、自動車分野における日米間の自由で公正な貿易環境が維持強化されるものであるとの評価が発表されているものと承知しております。

具体的な関税撤廃時期については今後交渉を行うこととなりますが、自動車は、現在、電動化、自動走行による大変革期にあり、様々な部品構成やその重要度も変わっていく可能性が高いことなど、最善の結果が得られるよう、しっかりと協議を行っていく考えです。

米国をTPPに組み込むことの意義及び自由貿易推進に係る決意についてお尋ねがありました。TPP11協定のハイスタンダードでバランスの取れた二十一世紀型の新たな共通ルールを広めていくことは、世界の安定と繁栄に大きな意義があります。そうした観点から、我が国としては、米

国を含めてできるだけ多くの国・地域がTPPに参加することが最善であると考えております。他方で、TPP11、EUとのEPA、さらには日米貿易協定を合わせれば、世界のGDPの六割、人口十三億人を超える巨大な市場が日本を中心として構築されることとなります。経済のグローバル化によってサプライチェーンが世界ワイドで広がる時代にあつて、オンリーワンの技を持つ我が国が誇る中小・小規模事業者の皆さんにも世界を舞台に大きなチャンスが広がります。

また、現在、国際貿易をめぐるのは、米中の貿易摩擦を始め世界的に懸念が高まっていますが、公正なルールを共有する巨大な自由貿易圏が誕生する意義は国際的にも大きいと考えています。

日本は、これからも自由貿易の旗手として自由で公正な経済圏を世界に広げていくため、主導的な役割を果たしていく決意であります。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

(国務大臣江藤拓君登壇、拍手)

○国務大臣(江藤拓君) 矢倉議員の御質問にお答えいたします。

産地パワーアップ事業及び畜産クラスター事業の維持及び更なる充実についてお尋ねがありました。

農林水産省としては、総合的なTPP等関連政策大綱を見直して両事業を充実させることにより、生産基盤の強化やコスト低減による生産性向上を図り、輸出にも対応できる強い農業を構築していく考えであります。

次に、今後のCSF対策についてのお尋ねがありました。

CSFの対策については、本年十月に防疫指針を改定し、予防的ワクチン接種を開始するなど、対応を強化してまいりました。

予防的ワクチンの接種を開始した後も、それで安心ではなく、いまだワクチンが開発されていないASFの侵入のリスクが高まっていることを踏まえると、飼養衛生管理の徹底が引き続き防疫の基本であり、現場への周知徹底や丁寧な指導を実施してまいります。加えて、ヘリコプターも活用した経口ワクチン散布や捕獲強化などの野生イノシシ対策、水際対策など、国が主導して都道府県と連携し、あらゆる対策を総動員してまいります。

最後に、日米貿易協定における牛肉のセーフガードについてお尋ねがありました。

牛肉のセーフガードは、二〇二〇年度の米国への発動基準数量を、二〇一八年度の輸入量二十五万五千トンより低い二十四万二千トンに抑制したところであります。

この二十四万二千トンに二〇一八年度のTPP

11発効国からの輸入量三十六万四千トンを加えると六十万六千トンとなり、二〇二〇年度のTPPの発動基準数量六十一万四千トンとの差が八千トンあることから、TPPの範囲内とすることができたと考えております。

なお、今後のTPP11関係国との協議につきましては内閣官房において適切に判断されるものと考えておりますが、私としては、生産者の不安に寄り添い、できるだけ早期に協議する必要があると考えております。(拍手)

(国務大臣西村康稔君登壇、拍手)

○国務大臣(西村康稔君) 矢倉議員からTPP11諸国とのセーフガードに関する今後の交渉についてお尋ねがございました。

TPP11の発効後の運営等についてこれから具体的に話し合う予定であり、また、いまだ国内手続を完了していない国ができるだけ早期に締約国となるよう働きかけているところであります。

本件については、いずれかの時点でTPP関係国と協議を開始する必要があると考えておりますが、TPP11も発効から間もないこともあり、また、日米貿易協定の発効後の実際の輸入の状況などを見極めた上で、関係国と相談を行うことしたいと思っております。

また、この旨を関係国に伝えているところであります。オーストラリアのパーミンガム貿易大臣にも私からこの旨伝えております。

また、米国のTPP復帰に向けた交渉方針についてお尋ねがございました。

今回の協定では、日本の農林水産品については、米や林産品、水産品、さらにはTPPワイド関税割当て対象の三十三品目など、多くの品目で譲許しております。また、投資、サービス、

ルール等については、デジタル貿易ルール以外は今回の合意には含まれておりません。米国にとってはTPP12の際に得られていた内容で、本協定では得られていないものが残っており、米国がTPPに戻るインセンティブがなくなったわけではないと考えております。

TPPのハイスタンダードでバランスの取れた二十一世紀型の新たな共通ルールを世界に広めていくことは、国際経済社会の安定と繁栄に大きな意義があります。そうした観点から、我が国としては、米国も含めてできるだけ多くの国・地域がTPPに参加することを期待しております。(拍手)

○議長(山東昭子君) 浅田均さん。

(浅田均君登壇、拍手)

○浅田均君 日本維新の会、浅田均です。

私は、我が党を代表して、ただいま議題となりました両協定について安倍総理に質問いたします。

平成三十年間の世界経済を振り返ると、中国の飛躍、アメリカの成長と日本の停滞が顕著です。平成元年、世界時価総額ランキングの上位五十社中、日本企業は三十二社、アメリカが十七社、中国は一社もありませんでした。ところが、平成三十一年はどうでしょうか。アメリカが三十一社、中国が七社、日本は僅かに一社だけです。ここに、中国の飛躍、アメリカの成長の原因を見ることができそうです。

我が党は、自由貿易圏の拡大が国益にかなうという観点から、この二つの協定について議論してきました。しかし、いまだ明らかに残されていない問題や議論さえされていない課題が残され

ておりますので、それらの点的を絞って質問します。

まず、日米貿易協定について質問します。

この協定は、交渉開始から半年足らずで合意に至りました。T P P という土台はありましたが、異例のスピードです。とはいえ、現状を見ると、日本が米国抜きのT P P 11と日欧E P Aの発効にこぎ着けたことにより、米国は日本市場において競争上不利な立場に置かれていました。ところが、日本がT P Pの水準まで農産物の関税で譲歩したのに対し、米国はT P Pで約束していた自動車、自動車部品の関税撤廃を先送りしました。明らかにT P Pからの後退です。

そもそも、日本は、日米間の協定を急ぐのではなく、米国をT P Pの枠組みに引き戻すことを着地点とすべきだったと思います。今回の協定が発効すれば、米国はT P Pに復帰するメリットは小さくなるのではないのでしょうか。米国のT P P復帰を主張してきた日本が米国との協定締結に動いたことは、他のT P P参加国にとって決して歓迎できるものではないと思います。T P P 11とアメリカの橋渡しをするつもりはありますか。あるとすれば、どのように進めますか。総理大臣の答弁を求めます。

次に、日米デジタル貿易協定について質問します。

経済産業省によりますと、世界のデジタル貿易市場規模は、二〇一四年の二千三百六十億ドルから二〇二〇年には九千九百四十億ドルに、利用者数に関しては、二〇一四年時点では約三億人程度でしたが、二〇二〇年には約三倍の九億人を超える見通しとなっております。

日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定の締結について承認を求めるの件(趣旨説明)

貿易よりもデジタル貿易の方がはるかに重要になると考えられます。我が国においても、自由なデータ流通をベースとする新たなビジネスモデルの創出や生産性の向上に取り組むことは急務です。

しかしながら、細心の注意を払うべきはデータの扱いです。誰でも自由につながる世界は、私たち自身が商品化されると表裏の関係です。単なるIDに、住所、氏名、年齢、さらには友人関係、クレジットカード番号、位置情報、好み、検索情報記録等の付加データが付けば付くほど高く売れると言われております。安いもので一件一ドル、フェイスブックから流出した個人データは五千万件と言われております。これだけでも最低五十億円の値が付きます。

データそのものの価値だけでなく、データを処理し加工することにより、経済的な側面だけでなく、政治的、社会的な側面からも人間の行動に強い影響を与えるメッセージに変質させることができる。それをどう活用できるようにするのか、あるいは規制するのかがチャンスとリスクが生まれます。

ユーザーは無料あるいは安価にサービスを利用することを優先させるので、いわゆるプラットフォーム・フォーメーションは、提供する便利なサービスと引換えに大量のデータを集めることができます。それらのデータを処理し加工することにより、変化を促したいターゲットの特定化とその拡張、次いで、それらターゲットの思考経路や感情反応の分析、態度や行動を変化させるためのメッセージと伝達手段の開発、ターゲットの変化確率を見て更に手法を改善。この繰り返しで、人を先導し誘導する。

実際に人の行動を変化させることが可能な世界

に私たちは生きています。二〇一六年のアメリカ大統領選挙等が明るみに出した問題を思い出してください。だから、データに値段が付くのです。これは、データを点や部分でしか得ることのできない既存産業にはできません。人がふだんから日々利用し、その幾らかの時間を占有できるプラットフォームにしかできないことです。

データ、特にビッグデータは、扱い方により人類を救済するものにもなりますし、AIが人類を支配するシンギュラリティーを導くものともなりかねません。

こういう時代を背景に結ばれるのが今回のデジタル貿易協定ですが、もう一方の巨人、中国は独自の展開でデータ量を激増させています。人民と国家の管理のためにデータを活用し、AIでは世界をリードしています。人民元のデジタル化を進め、ドルに代わる基軸通貨の地位獲得を虎視眈々と狙っております。

さて、デジタル貿易協定の中に、各締約国は、個人情報保護の保護について定める法的枠組みを援用し、又は維持するとあります。他方、公正取引委員会は、ウェブ上で利用者がどんなページを見たか記録するクッキーについて、利用者の同意なく収集して利用すれば独占禁止法違反になるおそれがあるとして規制する方向で検討に入ったと報道されています。

そこで、総理にお尋ねします。クッキーは個人情報ですか、あるいは、個人データ、プライバシーのいずれの概念にも含まれるのでしょうか。公取の見解は、日米デジタル貿易協定にある個人情報保護にも援用されるのでしょうか。

現実問題として、日本は、デジタル分野におけ

る取引のスケールや技術、蓄積、人材など、どれを取っても米国に大きく後れを取っております。二周遅れです。こうした中で、我が国が米国と真に対等な立場で渡り合っているのでしょうか。

日本のプラットフォームは、マーケットが日本中心なので市場価値が上がらず、アメリカ系や中国系のプラットフォームとの差が大きい。この協定で定めるルールで我が国のプラットフォームが成長すると言えるのか、総理大臣に答弁を求めます。

一方、今回の協定には、米国のG A F Aなど巨大プラットフォームにとって有利な条項がT P Pを強化する形で定められました。米国は、自国のデジタル貿易ルールを世界標準化することで、最終的にデジタル分野における国際競争上の脅威とみなす中国の力をそぐことを狙っていると思われます。中国のデジタル戦略も米に劣りません。米中の戦略に関し、総理の御認識をお聞かせください。

デジタル貿易のルール化が混沌としていたとき、安倍総理は六月のG 20首脳会議で国際的なルール作りである大阪トラックを提唱されました。今回の日米間の協定について、茂木外務大臣は国際的なルール作りの先駆けになると強調し、経済界からも日本がW T OやG 20の場で主導するルール策定に向けた議論に寄与するものと期待が示されています。

しかし、デジタルの流通、保護を含む電子商取引をめぐる議論においては、ビジネス本位の自由なデータ流通を志向する米国、信頼性のあるデータ保護を重視するE U、国家主権に基づくデータ管理を追求する中国など、意見の乖離は大きい状況にあります。

総理に質問します。我が国は、複雑に交錯する各国の立場をどのように調整し、ルールの集約化を図っていくお考えですか。

また、自由なビジネス活動と、そこから副次的に生産される、商品として売買されるデータには、どう扱うか明確なルールがありません。このデータ、とりわけビッグデータと言われる新たな価値創造に対し、人権や倫理、消費者保護等をどのようなバランスでルール化するのか、世界各国が模索し続けています。

日本は世界に先駆けて以下のルールを定めるべきと考えます。以下四点について、総理大臣の御見解をお聞かせください。

データの利活用が高度化するにつれ、プラットフォーム・業界とそれ以外の業界との適正な競争原理の整備が必要と考えますが、総理大臣はどのようにお考えでしょうか。

データの不正利用を避けるためにガイドラインを作成し、データの使用がガイドラインどおりに行われているかについて規制やモニタリングが必要と考えますが、総理の見解はいかがでしょうか。

プラットフォームに関しては、国内事業者と海外事業者の格差が大き過ぎます。例えば、保存データ量に応じ税金を徴収する等の措置を講じる等の競争政策が必要と考えますが、総理の見解はいかがでしょうか。

データ処理が可能にするユーザー行動の先導や誘導行為等について規制を定め、政治、キャンペーン等への先導、誘導行為を規制する必要性を総理はお感じになりませんか。

以上お尋ねいたしました、私の質問を終わります。御清聴ありがとうございました。(拍手)

令和元年十一月二十日 参議院会議録第五号

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 浅田均議員にお答えをいたします。

米国のTPP復帰についてお尋ねがありました。

今回の協定では、デジタル貿易のルールを除き、TPP協定にある投資やサービス、ルール等の内容が含まれていないことから、米国がTPPに戻るインセンティブがなくなつたわけではないと考えております。

なお、TPP11関係国に対しては、既に我が国から日米貿易協定の内容について説明を行ったところであり、各国から疑義が示されることはなく、合意に対する祝意が示されたところであります。

TPP11協定のハイスタンダードでバランスの取れた二十一世紀型の新たな共通ルールを世界に広めていくことは、国際社会の安定と繁栄に大きな意義があります。そうした観点から、我が国としては、米国を含めてできるだけ多くの国・地域がTPPに参加できるよう、今後とも主導的な役割を果たしてまいります。

日米デジタル貿易協定に関連して、クッキーに係る個人情報保護や公正取引委員会の取組についてお尋ねがありました。

クッキーについては、個人情報保護上、それ単体では個人情報には当たりませんが、事業者が他の情報とひも付けして利用することにより特定の個人を識別できる場合には個人情報に該当し、その範囲で日米デジタル貿易協定上の個人情報保護の対象になることになります。

また、公正取引委員会は、現在、デジタルプラットフォームと個人情報等を提供する消費者

との取引について、優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方を示すため検討を行っている」と承知しています。

なお、その際も、日米デジタル貿易協定では、個人情報保護の観点だけでなく、規制機関や司法当局による一定の制限措置は認められており、競争法上の規律は妨げられません。

日米デジタル貿易協定と日本のプラットフォームの成長についてお尋ねがありました。

今回の協定では、新しい時代の付加価値の源泉であるデジタルデータ等について、国際的な新しい経済秩序づくりをリードするものです。

今回のルールにより、国際的に公正かつ自由な競争条件が整うことは、我が国のプラットフォームにとって世界を舞台に成長していく大きなチャンスになると考えています。

デジタル分野における米国及び中国の戦略についてお尋ねがありました。

他国の具体的な政策やその意図について、政府としてお答えする立場にはありません。

その上で申し上げれば、先般のG20サミットで立ち上げた大阪トラックには、米国のトランプ大統領や中国の習近平国家主席を始め各国のリーダーから賛同をいただいたところであり、政府としては、今後とも、大阪トラックの下、米国、中国を含め、WTOにおけるデジタル貿易に関する国際的なルール作りを主導していく考えであります。

デジタル貿易のルール集約化についてお尋ねがありました。

御指摘のような各国間の違いを乗り越えて、透明性が高く、公正かつ互恵的な国際ルールを作り上げるため、私は、本年一月のダボス会議で、

データ・フリー・フロー・ウィズ・トラストという基本的な考え方を提唱しました。

六月のG20大阪サミットでは、こうした私の考え方に對し、多くの国々から賛同を得て、ルール作りに向けた大阪トラックを立ち上げました。

現在、WTOの屋根の下、約八十か国が加わつて、データを含めた電子商取引に関する国際ルール作りの交渉を進めております。DFFTの基本的な考え方の下に、早期に結果が得られるよう、日本として、引き続き、リーダーシップを発揮してまいります。

デジタルデータに関する各種のルール整備についてお尋ねがありました。

AI、IoT、ビッグデータなど、第四次産業革命が世界を一変させようとする中で、デジタルデータこそが新しい時代の付加価値の源泉です。こうした中であつて、国際的な連携を大前提に、浅田議員御指摘の論点も含め、デジタル市場における新たなルール作りは待たなしの課題であると認識しております。

そうした観点から、本年九月にデジタル市場競争本部を新たに設けたところであり、デジタルプラットフォームに対する中小・小規模事業者との取引透明化など競争環境の整備、個人情報の取扱いに対する不安の高まりや保護と利用のバランスを踏まえた個人情報保護の在り方、経済のデジタル化に對応した国際課税ルールの見直し、個人情報取得、利用に対する懸念が指摘されているデジタル広告市場の競争状況の評価などについて、今後、国際的な動向も十分に踏まえながら、ルール整備に向けた具体的な検討を進めてまいります。(拍手)

日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定の締結について承認を求めるの件(趣旨説明)

令和元年十一月二十日 参議院会議録第五号

○議長(山東昭子君) 紙智子さん。

(紙智子君登壇、拍手)

○紙智子君 日本共産党の紙智子です。

会派を代表し、日米貿易協定について、安倍総理に質問いたします。

本協定の前に、本院予算委員会における田村智子議員の質疑を契機に浮上した桜を見る会をめぐる疑惑について、安倍総理にお聞きします。

皆さんとともに政権を奪還してから七回目の桜を見る会となりました、これは今年の桜を見る会での安倍総理の挨拶です。

本日の衆議院内閣委員会における我が党の宮本徹議員の質問に対し、菅官房長官が推薦枠として、自民党関係で六千人、総理枠で一千人、副総理、官房長官などで一千人という驚くべき数字を答弁しました。

公的行事であり税金を使って行われる桜を見る会は、安倍総理にとって、自民党の選挙勝利への功労者である後援会や支援者の皆さんをもてなすための行事と化していたのではありませんか。

総理は、八日の予算委員会で、招待者の取りまとめ等については関与していないと答弁されました。しかし、その僅か五日後の十三日には菅官房長官が、続く十五日には総理自身が、総理推薦による招待の仕組みがあることを認めました。総理、あなたは予算委員会で虚偽答弁を行ったのですか。

既に、山口県下関市の安倍晋三事務所が、桜を見る会の案内文書を出し、参加者を募っていたことは明らかです。では、どのように総理推薦の招待者を取りまとめたのですか。申込書はコピー可能で、功績、功労など関係なく、申込みさえすれば誰でも招待できたではありませんか。一体ど

れだけの人を招待したのか、過去七年間について、それぞれ人数を明らかにしてください。

自らの選挙区の有権者を多数招待し、無料でアルコール類や食事を提供し、お土産を配る、これは公職選挙法が禁ずる買収、供応、有権者への寄附行為に当たるとはありませんか。

桜を見る会前夜祭についてお聞きします。

前夜祭について、会費五千元が安過ぎるのではとの指摘に、総理は、出席者の大多数がホテル宿泊者という事情を踏まえ、ホテル側が設定したと説明されました。つまりは、通常五千元ではあり得ない宴会であつたという認識なのでしょう。

また、会費は参加者がホテルに支払った、安倍事務所は集金しただけだという趣旨の説明を繰り返してはいますが、安倍晋三事務所の文書では、あべ晋三後援会主催、会費制と記されています。

この前夜祭は、山口県に届け出ている安倍晋三後援会主催で間違いありません。宿泊者以外の参加者もいたのではありませんか。明確にお答えください。

通常、このような宴会、パーティーを行う場合には、ホテルに見積りを出してもらい、どのような食事や飲物をどの程度準備するかを決めることが必要ですが、このような打合せは安倍晋三後援会が行ったのでしょうか。

また、当該ホテルの案内パンフには、宴会・催事規約として、ホテルが提示した見積額を原則三十日前までに支払うことになっていますが、桜を見る会前夜祭では事前の支払はなかったのでしょうか。

桜を見る会をめぐる疑惑は、本院予算委員会での質疑に端を発し、その後、疑惑は更に深まっています。したがって、総理は、十一月八日の予算

日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定の締結について承認を求めるの件(趣旨説明)

委員会での答弁との整合性を含め、予算委員会での説明責任を果たす責務があります。総理自身が予算委員会出席の意思ありと表明すべきです。明確な答弁を求めます。

日米貿易協定について質問します。

今回の日米通商交渉は、特異な経過をたどりました。安倍総理、あなたは今年四月、トランプ大統領に、日本は非常に巨額の関税を農産品に課している、その関税を撤廃したいと脅かされ、参議院選挙が終わると、トランプ大統領の再選をお膳立てするかのようにならざるを得ないという状況に立たされたように農畜産物を差し出しました。

トランプ大統領は、カウボーイハットをかぶった農業団体を前に、アメリカの農民の巨大な勝利だと勝利宣言をしました。こんな交渉がかつてあったでしょうか。国内向けには参議院選挙が終わるまで交渉内容を覆い隠し、選挙が終わればトランプ大統領の選挙協力のために日本農業を差し出したということではありませんか。その日米通商交渉の全容を国民の前に明らかにすべきです。答弁を求めます。

衆議院では、野党が求めた審議の前提となる基礎的な資料の提出を拒んだまま採決を行いました。またもや説明責任が果たされていません。外務省作成の協定の説明書において、意図的に重要な文言を削除し配付しました。国会軽視、国民無視そのものではありませんか。

参議院では、作偽のごまかしをすることなく資料や影響試算を提出した上で、徹底審議すること強く求めます。

今回の日米貿易交渉は、安倍総理が言うようなウイン・ウインの合意などと言えるものではありません。

農産物の市場開放規模は、アメリカ側の説明で

は七十二億ドル、日本円で七千六百億円にもなります。しかも、トウモロコシを日米貿易協定とは別枠で買うといっています。一方で、TPP交渉でアメリカが一旦約束した自動車、自動車部品の関税の撤廃はほごにされました。農業を犠牲にして、自動車の関税撤廃は先送り。トランプ米大統領の言いなりに、日本側が一方的に譲歩したではありませんか。

あなたは、今回の合意はTPPを超えないなどと言っていますが、とんでもありません。食料主権も経済主権も犠牲にするTPPを凌駕する内容です。

第一に、協定文の附属書には、米国は将来の交渉において農産品に関する特恵的な待遇を追求するとあります。TPPは、効力を生ずる日の後、七年を経過する日以降に協議することになっています。つまり、TPPでは七年たたないと相手国は見直しを提起できないのです。TPP11も協議すると規定しているだけです。本協定案のように、一方の国だけに特恵的な待遇の追求を明記した協定はありませんか、お答えください。

第二に、米国の求めに応じて、米国向けセーフガードを設けています。牛肉について、日本がセーフガードを発動したら発効基準を一層高いものに調整するため協議を開始すると、米国を特別扱いしています。セーフガードは、輸入が急増した際に関税を一時的に引き上げ、輸入の急増を抑える制度ですが、米国との関係ではセーフガードは事実上無力化されるものではありませんか。

しかも、日米貿易協定は最終合意ではありません。日米共同声明で、他の貿易上の制約、サービ

ス貿易や投資に係る障壁、その他の課題について交

渉を開始するとは重大です。トランプ大統領は、かなり近い将来、日本との更なる包括的な協定をまとめることになると思われました。在日米商工会議所の会長は、今回は第一段階にすぎないと述べています。金融、保険、為替を始め米国はあらゆる分野で日本への譲歩を迫る要求を突き付けています。安倍総理が応じないと答えたF T A交渉そのものではありませんか。日本の経済主権をアメリカに売り渡す日米F T A交渉は、やめるように強く求めるものです。

我が党は、農林漁業の再生と経済主権、食料主権を脅かす安倍政権の経済政策を転換するために力を尽くす決意を述べて、質問といたします。

(拍手)

(内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手)

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 紙智子議員にお答えをいたします。

桜を見る会の目的についてお尋ねがありました。

桜を見る会は、昭和二十七年以来、内閣総理大臣が、各省庁からの意見等を踏まえ、各界において様々な功績、功労のあった方々などを幅広く招待し、日頃の御労苦を慰労するとともに、親しく懇談する内閣の公的行事として開催しているものです。

なお、御指摘の私の挨拶については、政権交代後七回目の桜を見る会を迎えたとの事実関係を述べたものです。

桜を見る会の招待者に関する私の関与等についてお尋ねがありました。

桜を見る会については、内閣官房及び内閣府が取りまとめを行っているところ、長年の慣行として

て官邸や与党にも推薦依頼を行っており、これを受け、私の事務所もこれまで推薦を行ってきたところであります。

そうした中で、私は内閣官房や内閣府が行う招待者の最終的な取りまとめ等には一切関与しておらず、先日の方針が虚偽だったとの御指摘は当たりません。

その上で、既に記録が残っていないことから推薦者数は明らかではありませんが、私の事務所においては、後援会の関係者を含め、地域で活躍されているなど桜を見る会への参加にふさわしいと思われる方を始め幅広く参加希望者を募り、推薦を行っていたところです。

なお、桜を見る会の実際の招待者については、提出された推薦者につき、最終的に内閣官房及び内閣府において取りまとめを行っているところであり、当該プロセスに私は一切関与していないことから、公職選挙法に抵触するのではないかと御指摘は当たりません。

桜を見る会の前日に開催された夕食会についてお尋ねがありました。

まず、夕食会の主催者は御指摘の安倍晋三後援会であり、同夕食会の各種段取りについては、私の事務所の職員が会場であるホテル側と相談を行っております。事務所に確認を行った結果、その過程において、ホテル側から見積書等の発行はなかったとのことであります。

また、参加者一人当たり五千円という価格については、八百人規模を前提に、その大多数が当該ホテルの宿泊者であるという事情等を踏まえホテル側が設定した価格であり、価格分以上のサービスが提供されたというわけでは決してなく、ホテル側において当該価格設定どおりのサービスが提供されたものと承知しております。

なお、ホテル側への事前の支払は行っており、ホテル側との合意に基づき、夕食会場入口の受付において安倍事務所の職員が一人五千円を集金し、ホテル名義の領収書をその場で手交し、受付終了後に集金した全ての現金をその場でホテル側に渡すという形で参加者からホテル側への支払がなされたものと承知しております。

桜を見る会等に関する私の説明責任についてお尋ねがありました。

予算委員会を始め国会の運営については、国会において決定されるものと認識しております。私としては、国会より出席を求められれば、誠実に対応してまいりたいと考えております。

日米貿易協定の結果についてお尋ねがありました。

今回の交渉結果についての米国側の評価については日本政府として述べる立場にはなく、また、トランプ大統領の二つの発言について論評することは差し控えます。

我が国について申し上げれば、今回の協定により、幅広い工業品について、米国の関税削減、撤廃が実現します。また、日本の自動車、自動車部品に対して、米国の通商拡大法二三二条に基づく追加関税は課されないことを直接トランプ大統領から確認しました。

農林水産物については、過去の経済連携協定で約束したものが最大限であった昨年九月の共同声明に沿った結論が得られました。とりわけ我が国にとって大切な米について、関税削減の対象から完全に除外いたしました。さらには、米国への

牛肉輸出に係る低関税枠が大きく拡大するなど、新しいチャンスも生まれています。

そして、こうした交渉結果については、我が国の自動車工業会から、自動車分野における日米間の自由で公正な貿易環境が維持強化されるものであるとの評価が既に発表されており、また、J A全中からも、中家会長の談話として、合意内容は昨年九月の日米共同声明の内容を踏まえた結論と受け止め、特に、米については米国への関税割当て枠の設置が見送られることとなり、生産現場は安心できるものと考えているとの評価が発表されたものと承知しております。我が国にとつてまさに国益にかなう結果が得られたと考えています。

日米貿易協定に関する説明責任についてお尋ねがありました。

T P P、日E U・E P Aの国会審議の際と同様に、日米貿易協定の審議に際しても、政府としては、協定や交換公文のテキスト全文に加えて、同協定の作成の経緯や内容のほか、関連する交換公文の要点を記載した説明書を配付すると同時に、これらに対する様々な御指摘には、国会審議などを通じて説明努力を重ねてきたものと承知しております。

いずれにせよ、政府としては、参議院での審議においても引き続き丁寧な説明に努めてまいります。

日米貿易協定の評価についてお尋ねがありました。

日本の農林水産品については、全て過去の経済連携協定の範囲内であり、これまでの貿易交渉でも常に焦点となってきた米は、調製品も含めて完全除外、また、林産品、水産品、さらにはT P P

令和元年十一月二十日 参議院会議録第五号

ワイド関税割当て対象の三十三品目など、全く譲許していません。また、トウモロコシ購入については、米国と約束や合意をしたとの事実はありません。

自動車、自動車部品については、今回の協定では、単なる交渉の継続ではなく、更なる交渉による関税撤廃を明記いたしました。その上で、先ほどの繰り返しになりますが、こうした交渉結果については、我が国の自動車工業会から、自動車分野における日米間の自由で公正な貿易環境が維持強化されるものであるとの評価が既に発表されており、繰り返しになりますが、J Aからも、中家会長の談話として、合意内容は昨年九月の日米共同声明の内容を踏まえた結論と受け止め、特に、米については米国への関税割当て枠の設置が見送られることとなり、生産現場は安心できるものと考えているとの評価が発表されたものと承知をしております。一方的な譲歩であるとの御指摘は当たりません。我が国にとつてまさに国益にかなう結果が得られたものと考えています。

日米貿易協定の附属書における農産品に関する記述についてお尋ねがありました。

我が国がこれまでに署名、締結した経済連携協定の中には御指摘のような記述はないものと承知しています。他方で、関係国が合意した上で再協議に関する規定を置くことは何ら新しいものではなく、TPPなどの協定において一般的に行われているところではあります。

その上で申し上げれば、今回の記述は特恵的な待遇を追求するという意図が米国の側にあるというところを単に記載したにすぎず、一般的な再協議規定とも異なるものです。

牛肉のセーフガードについてお尋ねがありました。

日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定の締結について承認を求めるの件(趣旨説明) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律案

今回の協定においては、昨年度の、セーフガードの発動基準数量を昨年度の米国からの牛肉輸入実績より一万トン以上低く設定したところであり、我が国としてセーフガードとしての効果が十分に発揮できる内容のものとなつていてと考えております。

その上で、セーフガードが一度発動された場合には米国と協議を開始することとなつておりますが、その場合も、国内の畜産業者の視点に立つて、その効果が引き続き確保されるよう協議をすることは当然であり、我が国として国益に反するような合意を行うつもりはありません。

日米間の今後の交渉についてお尋ねがありました。

本協定に係る米国側の評価について、日本政府として述べる立場にはなく、トランプ大統領や米側の民間団体一つ一つの発言について論評することは控えます。

その上で、今回の共同声明においては、サービス貿易や投資等が例示されておりますが、今後どの分野を交渉するのかについては、その対象をまず協議することとしております。そのため、今後の交渉内容について、協定を結ぶか否かも含め、現時点において予断を持って申し上げることは差し控えます。

いずれにせよ、我が国として、我が国の国益に反するような合意を行う考えはありません。

(拍手)

○議長(山東昭子君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(山東昭子君) 日程第一 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長 長江島潔さん。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔江島潔君登壇、拍手〕

○江島潔君 ただいま議題となりました法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、我が国で生産された農林水産物及び食品の輸出の促進を図るため、農林水産物・食品輸出本部の設置並びに基本方針及び実行計画の策定について定めるとともに、輸出証明書の発行、輸出事業計画の認定その他の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、農林水産業の生産基盤の強化と輸出の促進、輸出本部が果たす役割、輸出に取り組む事業者への支援策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して紙委員より反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山東昭子君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(山東昭子君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(山東昭子君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百四十
賛成 二百二十七
反対 十三
よつて、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山東昭子君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十一時五十八分散会

出席者は左のとおり。

議長 山東 昭子君
副議長 小川 敏夫君

議員
音喜多 駿君 佐々木さやか君
河野 義博君 柳ヶ瀬裕文君
梅村みずほ君 安江 伸夫君
高橋 光男君 片山 大介君
高木かおり君 下野 六太君
塩田 博昭君 竹内 真二君
梅村 聡君 石井 苗子君

高瀬 弘美君	三浦 信祐君	藤川 政人君	藤井 基之君	嘉田由紀子君	浜田 聡君	倉林 明子君	紙 智子君
里見 隆治君	熊野 正士君	二之湯 智君	石井 準一君	小沼 巧君	塩村あやか君	船後 靖彦君	川合 孝典君
伊藤 孝江君	浅田 均君	松村 祥史君	橋本 聖子君	安達 澄君	伊波 洋一君	森本 真治君	江崎 孝君
柴田 巧君	清水 貴之君	衛藤 晟一君	山本 順三君	ながえ孝子君	渡辺 喜美君	有田 芳生君	田名部匡代君
宮崎 勝君	杉 久武君	水落 敏榮君	岡田 直樹君	石川 大我君	田村 まみ君	野田 国義君	大門実紀史君
矢倉 克夫君	新妻 秀規君	野村 哲郎君	中川 雅治君	山田 修路君	山下 雄平君	山添 拓君	舟山 康江君
若松 謙維君	東 徹君	松山 政司君	野上浩太郎君	岸 真紀子君	石垣のりこ君	白 眞勲君	那谷屋正義君
室井 邦彦君	石井 章君	世耕 弘成君	今井絵理子君	熊谷 裕人君	打越さく良君	青木 愛君	森 ゆうこ君
竹谷とし子君	平木 大作君	宮本 周司君	宮崎 雅夫君	三木 亨君	三宅 伸吾君	足立 信也君	井上 哲士君
秋野 公造君	横山 信一君	清水 真人君	寺田 静君	森屋 宏君	矢田わか子君	田村 智子君	大塚 耕平君
山本 博司君	片山虎之助君	本田 顯子君	三浦 靖君	宮沢 由佳君	浜口 誠君	古賀 之土君	小林 正夫君
鈴木 宗男君	松沢 成文君	岩本 剛人君	加田 裕之君	木戸口英司君	古賀 誠君	柳田 智一郎君	増子 輝彦君
浜田 昌良君	山本 香苗君	上田 清司君	平山佐知子君	石井 浩郎君	山田 俊男君	羽田雄一郎君	櫻井 充君
石川 博崇君	谷合 正明君	青山 繁晴君	足立 敏之君	古川 俊治君	小西 洋之君	柳田 稔君	市田 忠義君
西田 実仁君	山口那津男君	山田 宏君	そのだ修光君	徳永 エリ君	石橋 通宏君	山下 芳生君	
森 まさこ君	宮島 喜文君	阿達 雅志君	吉川ゆうみ君	難波 契二君	斎藤 嘉隆君	小池 晃君	
藤木 眞也君	進藤金日子君	滝波 宏文君	柘植 芳文君	丸川 珠代君	佐藤 信秋君	内閣大臣	
和田 政宗君	自見はなこ君	堂故 茂君	豊田 俊郎君	佐藤 正久君	吉川 沙織君	内閣総理大臣	安倍 晋三君
徳茂 雅之君	中西 哲君	長峯 誠君	羽生田 俊君	牧山ひろえ君	川田 龍平君	外務大臣	茂木 敏充君
元榮太一郎君	山田 太郎君	堀井 巖君	舞立 昇治君	水岡 俊一君	芝 博一君	農林水産大臣	江藤 拓君
高橋はるみ君	松川 るい君	江島 潔君	渡辺 猛之君	尾辻 秀久君	中曽根弘文君	国務大臣	西村 康稔君
こやり隆史君	小野田紀美君	中西 祐介君	三原じゅん子君	福島みずほ君	郡司 彰君	内閣官房副長官	
小川 克巳君	朝日健太郎君	高階恵美子君	宇都 隆史君	鉢呂 吉雄君	蓮 舫君	内閣官房副長官	岡田 直樹君
佐藤 啓君	古賀友一郎君	岩井 茂樹君	磯崎 仁彦君	福山 哲郎君	長浜 祐行君	副大臣	
上月 良祐君	酒井 庸行君	末松 信介君	西田 昌司君	田島麻衣子君	須藤 元氣君	外務副大臣	鈴木 馨祐君
島村 大君	高野光二郎君	牧野たかお君	猪口 邦子君	伊藤 岳君	横沢 高德君		
高橋 克法君	滝沢 求君	片山さつき君	松下 新平君	森屋 隆君	小沢 雅仁君		
馬場 成志君	太田 房江君	福岡 資麿君	藤末 健三君	武田 良介君	勝部 賢志君		
北村 経夫君	大野 泰正君	岡田 広君	宮沢 洋一君	芳賀 道也君	伊藤 孝恵君		
石田 昌宏君	石井 正弘君	金子原二郎君	山谷えり子君	岩渕 友君	吉良よし子君		
中西 健治君	赤池 誠章君	有村 治子君	鶴保 庸介君	木村 英子君	杉尾 秀哉君		
大家 敏志君	上野 通子君	武見 敬三君	林 芳正君	磯崎 哲史君	浜野 喜史君		
青木 一彦君	長谷川 岳君	山崎 正昭君	高良 鉄美君	吉田 忠智君	真山 勇一君		

議長の報告事項

去る十四日及び十五日、大嘗宮の儀に議長、副議長、常任委員長、特別委員長、調査会長、憲法審査会会長、情報監視審査会会長、政治倫理審査会会長、議員及び事務総長が参列した。

去る十五日議長において、次のとおり常任委員の
辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

河井あんり君

補欠

滝波 宏文君

法務委員

辞任

松村 祥史君

補欠

小野田紀美君

外交防衛委員

辞任

滝波 宏文君

補欠

三宅 伸吾君

経済産業委員

辞任

三宅 伸吾君

補欠

橋本 聖子君

環境委員

辞任

小野田紀美君

補欠

松村 祥史君

予算委員

辞任

渡辺 猛之君

補欠

小野田紀美君

議院運営委員

辞任

小野田紀美君

補欠

渡辺 猛之君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を
許可し、その補欠を指名した。

東日本大震災復興特別委員

辞任

上月 良祐君

補欠

山田 俊男君

羽生田 俊君

補欠

宮本 周司君

補欠

高橋 克法君

舟山 康江君

同日委員会において選任した理事は次のとおりで
ある。

議院運営委員会

理事 平木 大作君 (平木大作君の補欠)

理事 東 徹君 (東徹君の補欠)

理事 田村 智子君 (田村智子君の補欠)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付さ
れた。

独立行政法人大学入試センター法の一部を改正
する法律案(川内博史君外五名提出)(衆第五号)
同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議
院に通知した。

ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等
に関する法律案

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一
部を改正する法律案

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を
改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改
正する法律案

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正
する法律案

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改
正する法律案

同日議員から次の質問主意書が提出された。

暗号資産による納税に関する質問主意書(熊谷
裕人君提出)(第六一号)

政治資金についての安倍総理の姿勢に関する質
問主意書(熊谷裕人君提出)(第六二号)

福祉事務所に日本放送協会の受信料免除申請書
が備えられていることに関する質問主意書(浜
田聡君提出)(第六三号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員吉田忠智君提出指定管理者制度、独
立行政法人制度等に関する質問に対する答弁書
(第五〇号)

参議院議員吉田忠智君提出コンセンション事業
に関する研修やセミナー等に関する質問に対す
る答弁書(第五一号)

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通
知した。

ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等
に関する法律

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一
部を改正する法律

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改
正する法律

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正
する法律

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改
正する法律

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を
改正する法律

去る十六日、大饗の儀に議長、副議長、常任委員
長、特別委員長、調査会長、憲法審査会会長、情
報監視審査会会長、政治倫理審査会会長、議員及
び事務総長が参列した。

一昨十八日議長において、次のとおり常任委員の
辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

塩村あやか君

補欠

蓮 舫君

総務委員

辞任

森屋 宏君

補欠

世耕 弘成君

外交防衛委員

辞任

浅田 均君

補欠

音喜多 駿君

財政金融委員

辞任

音喜多 駿君

補欠

浅田 均君

文教科学委員

辞任

世耕 弘成君

補欠

森屋 宏君

厚生労働委員

辞任

川田 龍平君

補欠

須藤 元氣君

農林水産委員

辞任

岩井 茂樹君

補欠

加田 裕之君

経済産業委員

辞任

加田 裕之君

補欠

岩井 茂樹君

須藤 元氣君

補欠

川田 龍平君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を
許可し、その補欠を指名した。

東日本大震災復興特別委員

辞任

足立 敏之君

補欠

羽生田 俊君

高橋 克法君

補欠

宮本 周司君

山田 俊男君

補欠

上月 良祐君

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員
会に付託した。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する
法律案(閣法第三号)

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する
法律案(閣法第四号)

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律
案(閣法第一三三号)

法務委員会に付託
財政金融委員会に付託

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

NHKの受信料の法的取り扱い等に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第五四号)

避難の在り方や避難所等の災害対策に関する質問主意書(塩村あやか君提出)(第五五号)

安倍政権における桜を見る会に関する質問主意書(熊谷裕人君提出)(第五六号)

NHKが集金業務を委託する外部業者に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第五七号)

「桜を見る会」の運営の在り方に関する質問主意書(杉尾秀哉君提出)(第五八号)

気象庁以外の者による洪水等の予報業務に関する質問主意書(熊谷裕人君提出)(第五九号)

同日議長は、ヴィセンテ・ソト三世フィリピン共和国上院議長より、同議長のフィリピン共和国上院議長再任に際し送した祝辞に対する礼状を受け受した。

同日議長は、十月十二日からの台風による被害に際し、次の各会議議長より見舞状を受け受するとともに、これに対し、各会議議長宛て礼状を送した。

モルドバ共和国 ジナイダ・グレチャヌ議長

ロシア連邦 ヴァレンチナ・イヴァノヴァ議長

ナ・マトヴィエンコ連邦院議長

タイ王国 ポーンベツト・ウィチット

チヨンチャイ・タイ王国上院議長

同日議長は、議長就任に際し、ジナイダ・グレチャヌ・モルドバ共和国議長宛てに祝辞を受け受した。

同日議長は、議長就任に際し、寄せられた祝辞に対する礼状を送した。

昨十九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任 蓮 舩君 補欠 塩村あやか君

高橋 光男君 平木 大作君

総務委員 世耕 弘成君 補欠 森屋 宏君

法務委員 小野田紀美君 補欠 馬場 成志君

外交防衛委員 音喜多 駿君 補欠 浅田 均君

財政金融委員 浅田 均君 補欠 音喜多 駿君

文教科学委員 森屋 宏君 補欠 世耕 弘成君

厚生労働委員 塩村あやか君 補欠 蓮 舩君

馬場 成志君 小野田紀美君

須藤 元氣君 石垣のりこ君

平木 大作君 高橋 光男君

農林水産委員 加田 裕之君 補欠 岩井 茂樹君

経済産業委員 石垣のりこ君 補欠 須藤 元氣君

辞任 岩井 茂樹君 補欠 加田 裕之君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員 大野 泰正君 補欠 滝波 宏文君

太田 房江君 高橋はるみ君

野村 哲郎君 山下 雄平君

馬場 成志君 朝日健太郎君

沖縄及び北方問題に関する特別委員 伊波 洋一君 補欠 高良 鉄美君

地方創生及び消費者問題に関する特別委員 堀井 巖君 補欠 清水 真人君

三原じゅん子君 松川 るい君

福島みずほ君 吉田 忠智君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

農林水産委員会 理事 宮沢 由佳君 (宮沢由佳君の補欠)

同日内閣から次の議案が提出された。

平成三十年度一般会計歳入歳出決算、平成三十年度特別会計歳入歳出決算、平成三十年度国税収納金整理資金受払計算書、平成三十年度政府関係機関決算書

平成三十年度国有財産増減及び現在額総計算書

平成三十年度国有財産無償貸付状況総計算書

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第八号)

日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定の締結について承認を求めるの件(閣案第一号)

デジタル貿易に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣案第二号)

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第一四号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を厚生労働委員会に付託した。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案(第百九十八回国会閣法第五四号)

同日衆議院から、次の議案は委員会において撤回を許可した旨の通知書を受領した。

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律案(第百九十八回国会、細田博之君外十二名提出)

同日委員長から次の報告書が提出された。

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律案(閣法第五号) 審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

政党的発出した桜を見る会の案内文書に関する質問主意書(熊谷裕人君提出)(第六四号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員吉田忠智君提出コンセッション事業の推進がもたらす自治行政のあり方の変化に関する質問に対する答弁書(第五二号)

参議院議員吉田忠智君提出コンセッション事業の導入に伴う労働者の労働条件の変化に関する質問に対する答弁書(第五三号)

同日内閣から、国の債権の管理等に関する法律第四十条の規定による平成三十年度国の債権の現在額総報告を受領した。

同日内閣から、物品管理法第三十八条の規定による平成三十年度物品増減及び現在額総報告を受領した。

同日内閣を經由して文部科学大臣から、国立研究開発法人科学技術振興機構法附則第五条の六第二項の規定に基づく国立研究開発法人科学技術振興機構平成三十年度革新的新技術研究開発業務に関する報告書及びこれに付する同大臣の意見を受領した。

同日内閣を經由して文部科学大臣から、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人科学技術振興機構平成三十年度特定公募型研究開発業務(ムーンショット型研究開発)に関する報告書及びこれに付する同大臣の意見を受領した。

同日内閣を經由して文部科学大臣から、独立行政法人日本学術振興会法第二十一条第二項の規定に基づく独立行政法人日本学術振興会平成三十年度学術研究助成業務に関する報告書及びこれに付する同大臣の意見を受領した。

同日内閣を經由して文部科学大臣から、スポーツ振興投資の実施等に関する法律第三十条第二項の規定に基づく独立行政法人日本スポーツ振興センター平成三十年度スポーツ振興投票に係る収益の使途に関する報告書及びこれに付する同大臣の意見を受領した。

同日内閣を經由して経済産業大臣から、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構平成三十年度特定公募型研究開発業務(ムーンショット型研究開発)に関する報告書及びこれに付する同大臣の意見を受領した。

同日議長は、十月十二日からの台風による被害に際し、マルブーク・アリー・アル・ガーニム・クウェート国民議会議長より見舞状を受け受領した。

同日議長は、マルブーク・アリー・アル・ガーニム・クウェート国民議会議長宛台風による被害に際し寄せられた見舞状に対する礼状を発送した。

審査報告書

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

令和元年十一月十九日

農林水産委員長 江島 潔
参議院議長 山東 昭子殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、我が国で生産された農林水産物及び食品の輸出の促進を図るため、農林水産物・食品輸出本部の設置並びに基本方針及び実行計画の策定について定めるとともに、輸出証明書の発行等、輸出事業計画の認定その他の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

我が国では、人口減少や高齢化を背景に、今後国内の食市場は縮小する一方、世界に目を転じると、アジアを中心とした新興国では経済成長、人口増加が進んでおり、世界全体の食市場は大きく拡大するものと見込まれている。また、我が国の

農林水産物・食品は、安全でおいしいと諸外国から高い評価を受けており、農林水産物・食品の輸出額は昨年まで六年連続で過去最高を更新している。こうした中、世界の食市場の更なる獲得に向けては、成長著しいアジア諸国のみならず、富裕層を擁する欧米の大市場も重視した、一層、戦略的・積極的な取組が必要である。

しかしながら、輸出先国政府による食品安全、動植物検疫上の規制が我が国の農林水産物・食品の輸出拡大の障害となる事例があることに加え、一部の国・地域が平成二十三年の原発事故に伴う輸入規制措置を依然として実施しているなど、厳しい課題にも直面している。

よつて政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一 農林水産物・食品輸出本部が輸出促進を担う司令塔組織として十分に機能するよう、実効ある組織体制を整備すること。

二 農林水産物・食品の輸出に必要な輸出証明書の申請及び発行その他の手続並びに相談についてワンストップサービスを早期に構築するなど、輸出に取り組む事業者の負担軽減措置の実現に早急に取り組むこと。

また、農林水産物・食品の輸出に取り組む農林漁業者が、自らの輸出品及び輸出先国・地域に適した地域商社・海外バイヤー等とのマッチングが適切に実現するよう、十分に支援すること。

三 輸出証明書の発行、生産区域の指定、加工施設の認定等を行う地方自治体及び加工施設の認定等を行う登録認定機関がその業務を適切かつ円滑に行うことができるよう、輸入規制の基準等の解釈その他の情報を適時適切に共有するとともに、これら関係機関との連携強化に努めること。

こと。

四 流通の広域化や国際化が進む中で、日本産農林水産物・食品のブランド力を維持・向上し、競争力を強化していくため、GAP認証等、世界の食市場において通用する認証を取得しようとする取組を更に推進すること。

五 食品・農林水産物等の輸入条件としてHACCPの取組を求める動きが世界的に広がっている現状を踏まえ、HACCPの導入等に取り組む事業者に対し、その事業規模に即したきめ細かな支援措置を実施すること。

六 我が国の地理的表示や地名の海外における不正使用や、第三者による商標登録、植物新品種の海外流出が行われないよう、適切に対応すること。また、農林水産物の輸出強化に向け、知的財産の戦略的活用に取り組むこと。

七 和牛は関係者が長い年月をかけて改良してきた我が国固有の貴重な財産であり、不正に外国に持ち出されたり、使用されたりすることのないよう、流通管理の在り方や知的財産としての遺伝資源の保護の在り方について、法整備も含めた検討を加速すること。

八 原発事故に伴う輸入規制措置の緩和・撤廃に向けて、政府間交渉に必要な情報・科学データの収集・分析等を十分に行い、諸外国・地域に正確な情報を提供した上で、科学的根拠に立つた対応を引き続き強く要請すること。

九 昨年九月に国内において二十六年ぶりに発生したCSF(豚コレラ)について、その発生及び感染拡大の原因を徹底的に究明・分析した上で、あらゆる手段を行使し、将来の輸出拡大も見据え、一刻も早い事態の終息に努めること。

十 農林水産物・食品の輸出促進に取り組むに当たっては、農林漁業者の経営の安定と所得の向

上、農山漁村の活性化に資するよう、十分留意すること。

十一 輸出促進にあわせて、我が国農林水産業の生産基盤の強化と生産の拡大を図り、国産農林水産物を原材料とする高付加価値商品等の研究開発及び成果利用の促進に対する支援を拡充すること。

右決議する。

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

令和元年十一月七日

衆議院議長 大島 理森

参議院議長 山東 昭子殿

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律案

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 農林水産物・食品輸出本部(第三条―

第九条)

第三章 基本方針等(第十条―第十三条)

第四章 実行計画(第十四条)

第五章 国等が講ずる農林水産物及び食品の輸出を円滑化するための措置

第一節 輸出証明書の発行等(第十五条―第十七条)

第二節 登録認定機関(第十八条―第三十三

条)

令和元年十一月二十日 参議院会議録第五号

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律案

第六章 農林水産物及び食品の輸出のための取組を行う事業者に対する支援措置(第三十四条―第三十七条)

第七章 雑則(第三十八条―第四十六条)

第八章 罰則(第四十七条―第五十四条)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、我が国で生産された農林水産物及び食品の輸出の促進を図るため、農林水産物・食品輸出本部の設置並びに基本方針及び実行計画の策定について定めるとともに、輸出証明書の発行等、輸出事業計画の認定その他の措置を講ずることにより、農林水産業及び食品産業の持続的な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「農林水産物」には、これを原料又は材料として製造し、又は加工したもの(次項に規定するものを除く。)であつて、主務省令で定めるものを含むものとする。
2 この法律において「食品」とは、全ての飲食物(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第二条第一項に規定する医薬品、同条第二項に規定する医薬部外品及び同条第九項に規定する再生医療等製品を除く。)をいう。
3 この法律において「登録認定機関」とは、第二十条第一項の規定により主務大臣の登録を受けた者をいう。

第二章 農林水産物・食品輸出本部

(設置)

第三条 農林水産省に、特別の機関として、農林水産物・食品輸出本部(以下「本部」という。)を

置く。

(所掌事務)

第四条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。
一 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二 農林水産物及び食品の輸出に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

(組織)

第五条 本部は、農林水産物・食品輸出本部長及び農林水産物・食品輸出本部員をもって組織する。

(農林水産物・食品輸出本部長)

第六条 本部の長は、農林水産物・食品輸出本部長次項及び次条第二項第七号において「本部長」という。)とし、農林水産大臣をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括する。

(農林水産物・食品輸出本部員)

第七条 本部に、農林水産物・食品輸出本部員(次項において「本部員」という。)を置く。

2 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。
一 総務大臣
二 外務大臣
三 財務大臣
四 厚生労働大臣
五 経済産業大臣
六 国土交通大臣
七 前各号に掲げるもののほか、本部長以外の国務大臣のうちから、農林水産大臣の申出により、内閣総理大臣が任命する者

(資料提出の要求等)

第八条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に

対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第九条 第三条から前条までに定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第三章 基本方針等

(基本方針)

第十条 本部は、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一 農林水産物及び食品の輸出を促進するための施策に関する基本的な方向
二 農林水産物及び食品の輸出を促進するために必要な輸出先国(我が国から輸出される農林水産物又は食品の仕向地となる国又は地域をいう。以下同じ。)の政府機関が定める輸入条件(輸出先国の政府機関が当該輸出先国に輸入される農林水産物又は食品について定める食品衛生、動植物又は畜産物の検疫その他の事項についての条件をいう。以下同じ。)についての当該輸出先国の政府機関との協議に関する基本的な事項
三 輸入条件に適合した農林水産物及び食品の輸出を円滑化するために必要な証明書の発行その他の手続の整備に関する基本的な事項
四 農林水産物及び食品の輸出のための取組を行う事業者の支援に関する基本的な事項

五 前各号に掲げるもののほか、農林水産物及び食品の輸出を促進するために必要な施策に関する事項

三 本部は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(国の責務)

第十一条 国は、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する施策を総合的かつ一体的に推進する責務を有する。

二 国は、事業者が行う農林水産物及び食品の輸出のための取組に必要な情報の提供、指導、助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

(都道府県等の責務)

第十二条 都道府県、保健所を設置する市及び特別区(以下「都道府県等」という。)は、農林水産物及び食品の輸出を促進するため、当該地域の実情に応じ、農林水産物及び食品の輸出を円滑化するために必要な手続の整備その他の施策を講ずる責務を有する。

二 都道府県等は、当該地域の実情に応じ、事業者が行う農林水産物及び食品の輸出のための取組に必要な情報の提供、指導、助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協力)

第十三条 国、都道府県等、株式会社日本政策金融公庫その他の関係者は、農林水産物及び食品の輸出の促進の総合的かつ一体的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

第四章 実行計画

第十四条 本部は、基本方針に即して、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する実行計画(以下この条において「実行計画」という。)を作成するものとする。

二 実行計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 基本方針に定められた第十条第二項第二号から第五号までに掲げる事項に基づいて実施する措置(以下この条において「輸出促進措置」という。)を重点的に講ずべき輸出先国並びに農林水産物及び食品

三 輸出促進措置の実施に係る担当大臣
四 前三号に掲げるもののほか、輸出促進措置の実施に関し必要な事項

三 本部は、各年度において少なくとも一回、輸出促進措置の進捗及び実施の状況を取りまとめ、輸出促進措置の進捗及び実施の効果に関する評価を行い、その評価の結果及び経済事情の変動その他の情勢の推移を勘案し、実行計画に検討を加え、これを変更するものとする。

四 本部は、実行計画を作成し、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

五 本部は、第三項の評価を行ったときは、輸出促進措置の進捗及び実施の状況並びに評価の結果を公表しなければならない。

第五章 国等が講ずる農林水産物及び食品の輸出を円滑化するための措置

第一節 輸出証明書の発行等

(輸出証明書の発行)

第十五条 主務大臣は、輸出先国の政府機関から、輸入条件が定められている農林水産物又は食品について、主務大臣が輸出証明書(農林水産物又は食品が輸出先国の輸入条件に適合していることを示す証明書をいう。以下この条及び第三十八条において同じ。)を発行するよう求められている場合であつて、当該農林水産物又は食品の輸出を行う事業者から申請があつたときは、主務省令で定めるところにより、輸出証明書を発行することができる。

二 都道府県知事又は保健所を設置する市若しくは特別区の長(以下「都道府県知事等」という。)は、輸出先国の政府機関から、輸入条件が定められている農林水産物又は食品について、都道府県知事等が輸出証明書を発行するよう求められている場合であつて、当該農林水産物又は食品の輸出を行う事業者から申請があつたときは、主務省令で定めるところにより、当該都道府県知事等が管轄する区域内において生産され、製造され、加工され、又は流通する農林水産物又は食品に係る輸出証明書を発行することができる。

三 第一項の規定により主務大臣から輸出証明書の発行を受けようとする者は、実費を超えない範囲内において政令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。

(適合区域の指定)
第十六条 主務大臣は、輸出先国の政府機関から、その区域(海域を含む。以下この項及び第六項において同じ。)において農林水産物又は食品が生産され、製造され、加工され、又は流通する過程において有害な物質が混入するおそれがないことその他の輸出先国の政府機関が定める要件(以下この条において「指定要件」という。)に適合する区域(以下この条及び第三十四条第四項第三号において「適合区域」という。)において生産され、製造され、加工され、又は流通することが輸入条件として定められている農林水産物又は食品として主務省令で定めるもの(以下この条及び同号において「区域指定農林水産物等」という。)について、主務大臣が適合区域を指定するよう求められている場合には、主務省令で定めるところにより、区域指定農林水産物等の適合区域を指定することができる。

二 都道府県知事等は、輸出先国の政府機関から、区域指定農林水産物等について、都道府県知事等が適合区域を指定するよう求められている場合には、主務省令で定めるところにより、当該都道府県知事等が管轄する区域内において、区域指定農林水産物等の適合区域を指定することができる。

三 主務大臣又は都道府県知事等は、前二項の規定により適合区域を指定したときは、主務省令で定めるところにより、定期的に、当該適合区域が指定要件に適合していることを確認するものとする。

四 主務大臣又は都道府県知事等は、第一項又は第二項の規定により自らが指定した適合区域について、前項の規定による確認の結果、指定要件に適合しなくなつたと認めるときは、その指定を取り消し、又は当該適合区域を変更するものとする。

五 都道府県知事等は、第二項の規定により適合区域を指定し、又は前項の規定により指定を取り消し、若しくは当該適合区域を変更したときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、主務大臣にその旨を報告しなければならない。

六 主務大臣は、第一項の規定により指定した適

合区域第四項の規定により指定を取り消し、又は当該適合区域を変更した場合にあっては、当該取消し又は変更に係る区域を含む。以下この項において同じ。の情報及び前項の規定による報告を受けた適合区域の情報を取りまとめ、公表しなければならない。

（適合施設の認定）

第十七条 主務大臣は、輸出先国の政府機関から、食品衛生上の危害の発生を防止するための措置が講じられていることその他の輸出先国の政府機関が定める要件（以下この条において「認定要件」という。）に適合する施設（以下「適合施設」という。）において生産され、製造され、加工され、又は流通することが輸入条件として定められている農林水産物又は食品として主務省令で定めるもの（以下「施設認定農林水産物等」という。）について、主務大臣が適合施設を認定するよう求められている場合であつて、施設認定農林水産物等に係る施設の設置者又は管理者（以下この条及び第三十八条において「設置者等」という。）から申請があつたときは、主務省令で定めるところにより、施設認定農林水産物等の適合施設を認定することができる。

2 都道府県知事等は、輸出先国の政府機関から、施設認定農林水産物等について、都道府県知事等が適合施設を認定するよう求められている場合であつて、当該都道府県知事等が管轄する区域内に所在する施設認定農林水産物等に係る施設の設置者等から申請があつたときは、主務省令で定めるところにより、施設認定農林水産物等の適合施設を認定することができる。

3 登録認定機関は、輸出先国の政府機関から、施設認定農林水産物等について、登録認定機関

が適合施設を認定するよう求められている場合であつて、施設認定農林水産物等に係る施設の設置者等から申請があつたときは、主務省令で定めるところにより、施設認定農林水産物等の適合施設を認定することができる。

4 主務大臣、都道府県知事等又は登録認定機関は、前三項の規定により適合施設を認定したときは、主務省令で定めるところにより、定期的に、当該適合施設が認定要件に適合していることを確認するものとする。

5 主務大臣、都道府県知事等又は登録認定機関は、第一項から第三項までの規定により自らが認定した適合施設について、前項の規定による確認の結果、認定要件に適合しなくなったと認めるときは、当該適合施設の設置者等に対し、これを改善すべきことを求め、及びその求めによつてもなお改善されないときは、その認定を取り消すものとする。

6 都道府県知事等又は登録認定機関は、第二項若しくは第三項の規定により適合施設を認定し、又は前項の規定により認定を取り消したときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、主務大臣にその旨を報告しなければならない。

7 主務大臣は、第一項の規定により認定した適合施設（第五項の規定により認定を取り消した場合にあっては、当該取消しに係る施設を含む。以下この項において同じ。）の情報及び前項（第三十八条第六項において準用する場合を含む。）の規定による報告を受けた適合施設の情報を取りまとめ、公表しなければならない。

8 第一項の規定により主務大臣から施設の認定を受けようとする設置者等は、実費を超えない

範囲内において政令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。

第二節 登録認定機関

（登録認定機関の登録）

第十八条 登録認定機関の登録（以下単に「登録」という。）を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、実費を超えない範囲内において政令で定める額の手数料を納付して、主務大臣に登録の申請をしなければならない。

2 農林水産大臣は、前項の規定による申請があつた場合において、必要があると認めるときは、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）に、当該申請が第二十条第一項各号に掲げる要件に適合しているかどうかについて、必要な調査を行わせることができる。

（欠格条項）

第十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から一年を経過しない者

二 第三十条第一項から第三項までの規定により登録を取り消され、その取消しの日から一年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、その取消しの日前三十日以内にその取消しに係る法人の業務を行う役員であつた者でその取消しの日から一年を経過しないものを含む。）

三 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの（登録の基準）

第二十条 主務大臣は、第十八条第一項の規定に

より登録を申請した者（第二号において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に必要必要な手続は、主務省令で定める。

一 第十七条第三項の規定による認定又は同条第四項の規定による確認（以下「認定等」という。）を適確に行うために必要なものとして主務省令で定める基準に適合していること。

二 登録申請者が、施設認定農林水産物等の生産、販売その他の取扱いを業とする者（以下この号及び第二十七条第二項において「取扱業者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社である場合にあっては、取扱業者がその親法人（会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。）であること。

ロ 登録申請者が法人である場合にあっては、その役員（持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあっては、業務を執行する社員）に占める取扱業者の役員又は職員（過去二年間に取扱業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者（法人にあっては、その代表権を有する役員）が、取扱業者の役員又は職員（過去二年間に取扱業者の役員又は職員であつた者を含む。）であること。

2 登録は、次に掲げる事項を登録台帳に記載して行う。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録認定機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

三 登録認定機関が行う認定等に係る施設認定農林水産物等の種類

四 登録認定機関が認定等に関する業務を行う事業所の所在地

3 主務大臣は、登録をしたときは、遅滞なく、前項各号に掲げる事項を公示しなければならない。

(登録の更新)

第二十一条 登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

3 第一項の登録の更新の申請があつた場合において、同項の期間(以下この条において「登録の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

5 主務大臣は、第一項の登録の更新の申請が登録の有効期間の満了の日の六月前までに行われなかったとき、又は同項の規定により登録が効力を失つたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

(承継)

第二十二條 登録認定機関が当該登録に係る事業の全部を譲渡し、又は登録認定機関について相続、合併若しくは分割(当該登録に係る事業の

全部を承継させるものに限る。)があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は、その登録認定機関の地位を承継する。

2 前項の規定により登録認定機関の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

3 主務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

(認定等に関する業務の実施)

第二十三條 登録認定機関は、認定等を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、認定等を行わなければならない。

2 登録認定機関は、公正に、かつ、主務省令で定める基準に適合する方法により認定等に関する業務を行わなければならない。

(事業所の変更の届出)

第二十四條 登録認定機関は、認定等に関する業務を行う事業所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、主務大臣に届け出なければならない。

2 主務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

(業務規程)

第二十五條 登録認定機関は、認定等に関する業務に関する規程(次項において「業務規程」とい

う。)を定め、認定等に関する業務の開始前に、主務大臣に届け出なければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程には、認定等の実施方法、認定等に関する手数料の算定方法その他の主務省令で定める事項を定めておかなければならない。

(業務の休廃止)

第二十六條 登録認定機関は、認定等に関する業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、主務省令で定めるところにより、休止し、又は廃止しようとする日の六月前までに、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

2 主務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第二十七條 登録認定機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(これらの作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第五十四条第二号において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならない。

2 取扱業者その他の利害関係人は、登録認定機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録認定機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものをいう。)により提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(適合命令)

第二十八條 主務大臣は、登録認定機関が第二十条第一項各号に掲げる要件のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録認定機関に対し、これらの要件に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第二十九條 主務大臣は、登録認定機関が第二十条第三條の規定に違反していると認めるとき、又は登録認定機関が行う認定等が適当でないと認めるときは、当該登録認定機関に対し、認定等に関する業務を行うべきこと又は認定等の方法その他の業務の方法の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第三十條 主務大臣は、登録認定機関が第十九条各号のいずれかに該当するに至つたときは、その登録を取り消さなければならない。

2 主務大臣は、登録認定機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は一年以内の期間を定めて認定等に関する業

務の全部若しくは一部の停止を命ずることができ
る。

一 第二十三条、第二十四条第一項、第二十五
条第一項、第二十六条第一項、第二十七条第
一項又は次条の規定に違反したとき。

二 正当な理由がないのに第二十七条第二項の
規定による請求を拒んだとき。

三 前二条の規定による命令に違反したとき。

四 不正の手段により登録又はその更新を受け
たとき。

3 主務大臣は、前二項に規定する場合のほか、
登録認定機関が、正当な理由がないのに、その
登録を受けた日から一年を経過してもなおその
登録に係る認定等に関する業務を開始せず、又
は一年以上継続してその認定等に関する業務を
停止したときは、その登録を取り消すことがで
きる。

4 主務大臣は、前三項の規定による処分をした
ときは、遅滞なく、その旨を公示しなければな
らない。

(帳簿の記載等)

第三十一条 登録認定機関は、主務省令で定め
るところにより、帳簿を備え、認定等に関する業
務に関し主務省令で定める事項を記載し、これ
を保存しなければならない。

(秘密保持義務)

第三十二条 登録認定機関若しくはその役員若し
くは職員又はこれらの者であった者は、認定等
に関する業務に関して知り得た秘密を漏らし、
又は自己の利益のために使用してはならない。
(登録認定機関以外の者による人を誤認させる
行為の禁止)

第三十三条 登録認定機関以外の者は、その行
う業務が認定等に関するものであると人を誤認さ
せるような表示、広告その他の行為をしてはな
らない。

第六章 農林水産物及び食品の輸出のため
の取組を行う事業者に対する支援
措置

第三十四条 我が国で生産された農林水産物又は
食品の輸出のための取組を行う者は、単独で又
は共同して、農林水産物又は食品の輸出の拡大
を図るためこれらの生産、製造、加工又は流通
の合理化、高度化その他の改善を図る事業(以
下「輸出事業」という。)に関する計画(以下この
条及び次条において「輸出事業計画」という。)を
作成し、農林水産省令で定めるところにより、
これを農林水産大臣に提出して、その認定を受
けることができる。

2 輸出事業計画には、次に掲げる事項を記載す
るものとする。

一 輸出事業の目標

二 輸出事業の対象となる農林水産物又は食品
及びその輸出先国

三 輸出事業の内容及び実施期間

四 輸出事業の実施に必要な資金の額及びその
調達方法

五 その他農林水産省令で定める事項

3 輸出事業計画には、次に掲げる措置に関する
事項を含めることができる。

一 農林水産物又は食品の流通に関する事業を
行う者が実施する食品等の流通の合理化(食
品等の流通の合理化及び取引の適正化に関す
る法律(平成三年法律第五十九号)第二条第三
項に規定する食品等の流通の合理化のうち、
農林水産物又は食品の流通における品質管理
及び衛生管理の高度化又は国内外の需要への

対応に関するものをいう。)に関する措置

二 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨
時措置法(平成十年法律第五十九号)第六条第
一項に規定する食品の製造又は加工の事業を
行う者が実施する製造過程の管理の高度化
(同法第二条第二項に規定する製造過程の管
理の高度化をいう。)に関する措置

4 農林水産大臣は、第一項の認定の申請があつ
た場合において、その輸出事業計画が次の各号
のいずれにも適合すると認めるときは、その認
定をするものとする。

一 基本方針に照らし適切なものであること。

二 当該輸出事業が確実に実施されると見込ま
れるものであること。

三 当該輸出事業に係る農林水産物又は食品が
区域指定農林水産物等である場合にあって
は、当該農林水産物又は食品が第十六条第一
項又は第二項の規定による指定を受けた適合
区域(同条第四項の規定により当該適合区域
を変更した場合にあっては、当該変更後の適
合区域)において生産され、製造され、加工
され、又は流通するものであること。

四 当該輸出事業に係る農林水産物又は食品が
施設認定農林水産物等である場合にあって
は、当該農林水産物又は食品が第十七条第一
項から第三項までの規定による認定を受けた
適合施設において生産され、製造され、加工
され、又は流通するものであること。

五 輸出事業計画に前項第一号に掲げる措置に
関する事項が記載されている場合には、食品
等の流通の合理化及び取引の適正化に関する
法律第五条第三項各号のいずれにも適合する
こと。

六 輸出事業計画に前項第二号に掲げる措置に

関する事項が記載されている場合には、食品
の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置
法第三条第一項に規定する基本方針に照らし
適切なものとして農林水産省令で定める基準
に適合すること。

5 農林水産大臣は、第一項の認定の申請があつ
たときは、遅滞なく、その内容を当該申請に係
る輸出事業計画の対象となる事業を所管する大
臣(次項において「事業所管大臣」という。)に通
知するものとする。

6 事業所管大臣は、前項の規定による通知を受
けた場合において、必要があると認めるとき
は、農林水産大臣に対して意見を述べることに
できる。

(輸出事業計画の変更等)

第三十五条 前条第一項の認定を受けた者(以下
「認定輸出事業者」という。)は、当該認定に係
る輸出事業計画を変更しようとするときは、農
林水産大臣の認定を受けるものとする。

2 農林水産大臣は、認定輸出事業者が当該認定
に係る輸出事業計画(前項の規定による変更の
認定があつたときは、その変更後のもの。以下
「認定輸出事業計画」という。)に従つて輸出事業
を実施していないと認めるときは、その認定を
取り消すことができる。

3 前条第四項から第六項までの規定は、第一項
の規定による変更の認定について準用する。
(食品等の流通の合理化及び取引の適正化に
関する法律の特例)

第三十六条 認定輸出事業計画に従つて実施され
る輸出事業(次条において「認定輸出事業」とい
う。)に第三十四条第三項第一号に掲げる措置が
含まれる場合には、認定輸出事業者を食品等の
流通の合理化及び取引の適正化に関する法律第

参議院會議録第五号

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律案

令和元年十一月二十日

二二三

六条第一項に規定する認定事業者と、認定輸出事業計画(当該措置に関する部分に限る。)を同条第二項に規定する認定計画と、輸出事業(当該措置に関する部分に限る。)を同法第四条第二項第一号に規定する食品等流通合理化事業とそれぞれみなして、同法第二章第三節第一款及び第二款並びに第四節の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。

(食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の特例)

第三十七条 認定輸出事業に第三十四条第三項第二号に掲げる措置が含まれる場合には、認定輸出事業者を食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法第六条第一項の認定を受けた者として、認定輸出事業計画(当該措置に関する部分に限る。)を同法第七条第二項に規定する認定高度化計画とそれぞれみなして、同法第十条の規定を適用する。

第七章 雑則

(輸出証明書の発行を受けた者等に対する報告の徴収等)

第三十八条 主務大臣は、第五章第一節の規定の施行に必要な限度において、第十五条第一項若しくは第二項の規定により輸出証明書の発行を受けた者又は第十七条第一項から第三項までの規定により認定を受けた適合施設設置者等に対し、必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、事業所その他の事業を行う場所(以下「事業所等」と総称する。)に立ち入り、事業所等の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは従業者その他の関係者に質問させることができる。

2 都道府県知事等は、第五章第一節の規定の施行

行に必要な限度において、第十五条第二項の規定により輸出証明書の発行を受けた者又は第十七条第二項の規定により認定を受けた適合施設設置者等に対し、必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者の事業所等に立ち入り、事業所等の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは従業者その他の関係者に質問させることができる。

3 前二項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

5 第十五条第一項若しくは第二項の規定により輸出証明書の発行を受けた者又は第十七条第一項若しくは第二項の規定により認定を受けた適合施設設置者等が、第一項若しくは第二項の規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、又はこれらの規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、主務大臣又は都道府県知事等は、それぞれ、自らが行った輸出証明書の発行又は適合施設の認定を取り消すことができる。

6 第十七条第六項の規定は、前項の規定による適合施設の認定の取消しについて準用する。

(登録認定機関に対する報告の徴収等)

第三十九条 主務大臣は、第五章の規定の施行に

必要な限度において、登録認定機関若しくはその登録認定機関とその業務に関して関係のある事業者に対し、必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者の事業所等に立ち入り、認定等に関する業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは従業者その他の関係者に質問させることができる。

2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入検査及び質問について準用する。

(セクターによる立入検査等)

第四十条 農林水産大臣は、前条第一項の場合において必要があると認めるときは、セクターに、登録認定機関又はその登録認定機関とその業務に関して関係のある事業者の事業所等に立ち入り、認定等に関する業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は従業者その他の関係者に質問させることができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定によりセクターに立入検査又は質問を行わせる場合には、セクターに対し、当該立入検査又は質問の期日、場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。

3 セクターは、前項の指示に従って第一項の規定による立入検査又は質問を行ったときは、農林水産省令で定めるところにより、その結果を農林水産大臣に報告しなければならない。

4 第三十八条第三項及び第四項の規定は、第一項の規定による立入検査及び質問について準用する。

(セクターに対する命令)

第四十一条 農林水産大臣は、前条第一項の規定による立入検査又は質問の業務の適正な実施を

確保するため必要があると認めるときは、セクターに対し、当該業務に関し必要な命令をすることができる。

(認定輸出事業者に対する報告の徴収)

第四十二条 農林水産大臣は、認定輸出事業者に対し、認定輸出事業計画の実施状況について報告を求めることができる。

(主務大臣等)

第四十三条 この法律における主務大臣は、政令で定めるところにより、農林水産大臣、財務大臣又は厚生労働大臣とする。

2 この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

(権限の委任)

第四十四条 この法律に規定する農林水産大臣及び主務大臣の権限は、農林水産大臣の権限にあつては農林水産省令で定めるところにより、主務大臣の権限にあつては主務省令で定めるところにより、地方支分部局の長にそれぞれ委任することができる。

(事務の区分)

第四十五条 第三十八条第二項の規定により都道府県等が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(農林水産省令等への委任)

第四十六条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、農林水産省令又は主務省令で定める。

第八章 罰則

第四十七条 第三十条第二項の規定による命令に

違反した場合には、その違反行為をした登録認定機関(当該登録認定機関が法人である場合にあっては、その代表者)又はその代理人、使用人その他の従業者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第四十八条 第三十二条の規定に違反して、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十九条 第三十九条第一項の規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、又は同項若しくは第四十条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第五十条 次の各号のいずれかに掲げる違反があった場合においては、その違反行為をした登録認定機関(当該登録認定機関が法人である場合にあっては、その代表者)又はその代理人、使用人その他の従業者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十七条第六項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
二 第二十六条第一項の規定による届出をしないで業務の全部若しくは一部を休止し、若しくは廃止し、又は虚偽の届出をしたとき。
三 第三十一条の規定による帳簿の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

第五十一条 第四十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第五十二条 法人(人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第四十七条又は前三条の規定に違反したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

2 人格のない社団又は財団について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団又は財団を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第五十三条 第四十一条の規定による命令に違反した場合には、その違反行為をしたセンターの役員は、二十万円以下の過料に処する。

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 第二十二條第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
二 第二十七條第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項の規定による請求を拒んだ者

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。

(地方自治法の一部改正)

第二条 地方自治法の一部を次のように改正する。
別表第一に次のように加える。

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令和元年法律第 号)
第三十八条第二項の規定により都道府県、保健所を設置する市の促進に関する法律(令和元年法律第 号)
又は特別区が処理することとされている事務

(登録免許税法の一部改正)

第三条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。
別表第一第八十七号の二の次に次のように加える。

八十七の三 施設認定農林水産物等の適合施設に係る登録認定機関の登録	登録件数	一件につき九万円
農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令和元年法律第 号)第二十三項(登録認定機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)		

(独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部改正)

第四条 独立行政法人農林水産消費安全技術センター法(平成十一年法律第百八十三号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項中第八号を第九号とし、第三号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令和元年法律第 号)第四十条第一項の規定による立入検査及び質問

(食品衛生法等の一部を改正する法律の一部改正)

第五条 食品衛生法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第六十五条の三の次に二条を加える改正規定を次のように改める。

第六十五条の三の次に次の二条を加える。

第六十五条の四及び第六十五条の五 削除

(農林水産省設置法の一部改正)

第六条 農林水産省設置法(平成十一年法律第九

十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十六条の二」を「第十六条の三」に改める。

第四条第一項第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令和元年法律第 号)第四十条に規定する事務

第十二条第二項中「食育推進会議」を「次のとおり」に改め、同項に次のように加える。

食育推進会議
農林水産物・食品輸出本部
第三章第四節中第十六条の二の次に次の一条を加える。

(農林水産物・食品輸出本部)
第十六条の三 農林水産物・食品輸出本部については、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。

第二十四条及び第三十一条中「第十号から第十三号まで」を「第十号、第十一号、第十二号、第十三号」に改める。

日程第一 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

贊成者氏名

二二七名

足立	敏之君	阿達	雅志君
青木	一彦君	青山	繁晴君
赤池	誠章君	朝日健太郎君	
有村	治子君	石井 準一君	
石井	浩郎君	石井 正弘君	
石田	昌宏君	磯崎 仁彦君	
猪口	邦子君	今井絵理子君	
岩井	茂樹君	岩本 剛人君	
宇都	隆史君	上野 通子君	
江島	潔君	衛藤 晟一君	
小川	克巳君	小野田紀美君	
尾辻	秀久君	大家 敏志君	
大野	泰正君	太田 房江君	
岡田	直樹君	岡田 広君	
加田	裕之君	片山さつき君	
金子原二郎君		北村 経夫君	
こやり隆史君		古賀友一郎君	
上月 良祐君		佐藤 啓君	
佐藤 正久君		酒井 庸行君	
清水 真人君		自見はなこ君	
島村 大君		進藤金日子君	
末松 信介君		世耕 弘成君	
そのだ修光君		高野光二郎君	
高橋 克法君		高橋はるみ君	
滝沢 求君		滝波 宏文君	
武見 敬三君		柘植 芳文君	
鶴保 康介君		堂故 茂君	
徳茂 雅之君		豊田 俊郎君	

中川	雅治君	中西	哲君	中曾根弘文君
中西	健治君	中西	哲君	
中西	祐介君	長峯	誠君	
二之湯	智君	西田	昌司君	
野上浩太郎君		野村	哲郎君	
羽生田	俊君	長谷川	岳君	
馬場	成志君	橋本	聖子君	
林	芳正君	福岡	資麿君	
藤井	基之君	藤川	政人君	
藤木	眞也君	藤末	健三君	
古川	俊治君	堀井	巖君	
本田	顯子君	舞立	昇治君	
牧野たかお君		松川	るい君	
松下	新平君	松村	祥史君	
松山	政司君	丸川	珠代君	
三浦	靖君	三木	亨君	
三原じゅん子君		三宅	伸吾君	
水落	敏榮君	宮崎	雅夫君	
宮沢	洋一君	宮島	喜文君	
宮本	周司君	元榮太一郎君		
森	まさこ君	森屋	宏君	
山崎	正昭君	山下	雄平君	
山田	修路君	山田	太郎君	
山田	俊男君	山田	宏君	
山谷えり子君		山本	順三君	
吉川ゆうみ君		和田	政宗君	
渡辺	猛之君	足立	信也君	
青木	愛君	有田	芳生君	
伊藤	孝恵君	石垣のりこ君		
石川	大我君	石橋	通宏君	
磯崎	哲史君	打越さく良君		
江崎	孝君	小沢	雅仁君	

小沼	巧君	大塚	耕平君
勝部	賢志君	川合	孝典君
川田	龍平君	木戸口英司君	
岸	真紀子君	熊谷	裕人君
郡司	彰君	小西	洋之君
小林	正夫君	古賀	之士君
斎藤	嘉隆君	櫻井	充君
塩村あやか君		芝	博一君
榛葉賀津也君		須藤	元氣君
杉尾	秀哉君	田島麻衣子君	
田名部匡代君		田村	まみ君
徳永	エリ君	那谷屋正義君	
長浜	博行君	難波	奨二君
野田	国義君	羽田雄一郎君	
芳賀	道也君	白	眞勲君
鉢呂	吉雄君	浜口	誠君
浜野	喜史君	福島みずほ君	
福山	哲郎君	舟山	康江君
真山	勇一君	牧山ひろえ君	
増子	輝彦君	水岡	俊一君
宮沢	由佳君	森	ゆうこ君
森本	真治君	森屋	隆君
矢田わか子君		柳田	稔君
横沢	高德君	吉川	沙織君
吉田	忠智君	蓮	舩君
秋野	公造君	伊藤	孝江君
石川	博崇君	河野	義博君
熊野	正土君	佐々木さやか君	
里見	隆治君	塩田	博昭君
下野	六太君	杉	久武君
高瀬	弘美君	高橋	光男君
竹内	真二君	竹谷とし子君	

反对者氏名

谷合	正明君	新妻	秀規君
西田	実仁君	浜田	昌良君
平木	大作君	三浦	信祐君
宮崎	勝君	矢倉	克夫君
安江	仲夫君	山口	那津男君
山本	香苗君	山本	博司君
横山	信一君	若松	謙維君
浅田	均君	東	徹君
石井	章君	石井	苗子君
梅村	聡君	梅村	みずほ君
音喜多	駿君	片山	大介君
片山虎之助君		清水	貴之君
柴田	巧君	鈴木	宗男君
高木	かおり君	松沢	成文君
室井	邦彦君	柳ヶ瀬	裕文君
伊波	洋一君	高良	鉄美君
木村	英子君	船後	靖彦君
嘉田	由紀子君	ながえ	孝子君
浜田	聡君	渡辺	喜美君
安達	澄君	上田	清司君
小川	敏夫君	寺田	静君
平山佐知子君			

一三名

井上	哲士君	伊藤	岳君
市田	忠義君	岩渕	友君
紙	智子君	吉良よし子君	
倉林	明子君	小池	晃君
田村	智子君	大門実紀史君	
武田	良介君	山下	芳生君
山添	拓君		

指定管理者制度、独立行政法人制度等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和元年十一月一日

吉田 忠智

参議院議長 山東 昭子殿

指定管理者制度、独立行政法人制度等に関する質問主意書

指定管理者制度、独立行政法人制度等について

一 指定管理者制度は、総務省サイドから検討が進められ、地方自治法の改正によって二〇〇三年に成立した。現場ではPFI、独立行政法人制度等よりも「使いやすい」として受け入れられ、広がったが、現在に至るまで様々な「制度疲労」が起きている。政府は、指定管理者制度について見直す予定はあるか。

二 例えば、公務員を指定管理者へ派遣する場合、その派遣期間は当初三年であったのが五年に延び、さらに五年を超えると「一年更新」を繰り返して十年までとなった。しかし、今日では、十年を超えて、現場の実態としては「無期限」となっている。

また、指定管理者へ派遣された公務員が定年退職したり、あるいは定数が削減されたりする度に指定管理者が独自に採用した職員を替わりに充てるといふ「つぎはぎ」だらけの形で指定管理者が運営されている。

指定管理者制度には、こうした「制度疲労」が起きており、今後、関係法制度の改正が必要ではないかと考えるが、政府の見解を明らかにしたい。

三 役所の窓口業務が、独立行政法人で対応できるように法改正されたが、窓口業務の中には、公園や道路などの「現場」を持つ業務もあれば、庶務や経理などの共通事務もある。役所の中で、業務がバラバラに「民営化」、あるいは「委託」されることによって混乱は生じないのか。どのように行政としての一体性を確保するのか、具体的に明らかにしたい。

四 管理職の公務員が指定管理者に配属、派遣されるのがこれまで散見されているが、これは、いわゆる「天下り」等との関係で問題はないのか。

また、管理職の公務員がコンセッション方式によるPFI事業の事業者者に「転籍」する場合、「天下り」となるのか。

五 指定管理者を決める入札において、「純粋な民間企業」と「税金がつぎ込まれている第三セクター（監理団体）」とが競争するケースが散見されるが、不適切で「違法」ではないのか、政府の見解を明らかにしたい。

令和元年十一月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員吉田忠智君提出指定管理者制度、独立行政法人制度等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員吉田忠智君提出指定管理者制度、独立行政法人制度等に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の「制度疲労」の意味するところが必ず

しも明らかではないが、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定に基づく指定管理者制度は、公共サービスの水準の確保という要請を果たす最も適切なサービスの提供者を、議会の議決を経て指定するものであり、同制度を導入するか否かの判断並びに導入した際の施設運営の方針及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）に基づく職員派遣等の人事面の運用を含め、幅広く地方公共団体の自主性に委ねる制度であることから、現時点においては、同制度及び御指摘の「関係法制度」について見直すことは考えていない。

三について

業務の「民営化」及び「委託」により、「混乱は生じないのか」及び「どのように行政としての一体性を確保するのか」とのお尋ねについては、個別の業務の性質や地方公共団体の規模、個々の地方公共団体が置かれている状況は様々であることから、各地方公共団体において、質の高い公共サービスを効果的・効率的に提供するとともに、地方公務員が真に行政として対応しなければならぬ政策・課題等に重点的に対応することを実現する観点から、これらの手法について導入するか否かを含め、適切に判断いただくと考えている。

四について

お尋ねの「指定管理者」への「配属、派遣」、「コンセッション方式によるPFI事業の事業者」への「転籍」及び「天下り」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

五について

お尋ねの指定管理者の決定に関する「見解」に

ついては、地方自治法第二百四十四条の二第三項の規定において、その対象団体は「法人その他の団体」とされ、公共団体、出資法人、民間事業者等が幅広く含まれており、また、同条第四項の規定により、指定管理者の指定の手続は条例で定めることとされているところ、どのような指定の手続が適切かは、条例を定める各地方公共団体において判断いただくものと考えている。

コンセッション事業に関する研修やセミナー等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和元年十一月一日

吉田 忠智

参議院議長 山東 昭子殿

コンセッション事業に関する研修やセミナー等に関する質問主意書

政府が開催するコンセッション方式によるPFI事業（以下「コンセッション事業」という。）に関する研修やセミナー等について何う。

一 コンセッション事業の導入によって公共施設の運営に新たに「収益性」をもたらすために、地方自治体の公務員には、この分野における「専門性」が求められる。このため、金融機関等へ公務員を派遣する研修計画が必要ではないか。政府の見解を示されたい。

二 コンセッション事業の普及に伴い、地方自治体において新地方公会計制度の一環として財務諸表等の導入が求められている。しかし、少ない自治体で、その態勢整備が遅れているのではないかと。地方自治体における財務諸表等の

導入状況について、政府の把握するところを示されたい。

三 コンセッション事業では、「効率化」が特に必要とされるが、同時に「公正性」、「公平性」、「公益性」も求められる。個々の事業内容や利益の分配、利用者等への利益の還元などについて公表やモニタリング等をするためのマニュアルなどが必要ではないか。政府の見解を示されたい。

四 今後も続く少子高齢化によって、国や地方自治体の財政がひっ迫する傾向が高まると予想される。こうした状況において、コンセッション事業は、比較的確実に収益を上げられると思われるインフラ整備事業で導入が進むと思われる。一方、収益性をあまり期待できない福祉関係事業等でのコンセッション事業の導入について、政府はどのような見通しを持っているのか。

また、今後、一つの公共施設の中に、収益性を期待できる事業と期待できない事業に加え、コンビニエンスストア、ホテルなどの民間収益施設も同居する「多機能複合施設」の建設ラッシュが予想される。こうした施設の運営は、コンセッション事業による従来の公共施設の運営とどのように変わるのか。政府の見解を示されたい。

右質問する。

令和元年十一月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員吉田忠智君提出コンセッション事業に関する研修やセミナー等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

質問主意書及び答弁書

参議院議員吉田忠智君提出コンセッション事業に関する研修やセミナー等に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、地方公務員に対する研修に関するものであり、政府としてお答えする立場にない。

二について

お尋ねの「財務諸表等の導入状況」の具体的な意味するところが必ずしも明らかではないが、「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」(平成二十七年一月二十三日付け総務第十四号総務大臣通知)に基づく都道府県及び市町村(特別区を含む。)(以下「地方公共団体」という。)(における財務書類等の整備・作成の状況については、平成三十一年三月三十一日時点において、千七百八十八団体のうち、平成二十九年年度末時点の状況を反映した固定資産台帳を整備した地方公共団体が千四百六十団体であり、平成二十九年年度決算に係る一般会計等財務書類を作成した地方公共団体が千四百四十団体である。

三について

お尋ねの「利益の分配、利用者等への利益の還元」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、公共施設等の管理者等は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第十七号)第十九条第三項及び第二十二条第二項の規定に基づき、公共施設等運営権に係る公共施設等の運営等の内容を公表することとされている。また、お尋ねの「モニタリング等をするためのマニュアル」については、政府において、既存のモニタリングに関するガイドラインにおける規

定事項に加えて、いわゆるコンセッションの方式を利用した民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業(以下「コンセッション事業」という。)(において留意する必要がある事項を示した「公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン」(平成三十年十月十八日民間資金等活用事業推進会議決定)等を策定・公表している。

四について

御指摘の「比較的確実に収益を上げられると思われるインフラ整備事業」、「収益性をあまり期待できない福祉関係事業等でのコンセッション事業」、「多機能複合施設」及び「コンセッション事業」による従来の公共施設の運営の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。



コンセッション事業の推進がもたらす自治行政のあり方の変化に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和元年十一月七日

参議院議長 山東 昭子殿 吉田 忠智

参議院議長 山東 昭子殿

コンセッション事業の推進がもたらす自治行政のあり方の変化に関する質問主意書

今後、コンセッション方式によるPFI事業(以下「コンセッション事業」という。)(は、効率化と収益性の追求のために、自治体をまたがるケースが多くなると思われる。その結果、自治行政のあり方を大きく変えると思われるが、その結果発生する課題についてどのように対応するのか、以

下質問する。

一 コンセッション事業が優先して導入される対象とされる道路や河川等の事業は、複数の自治体をまたぐことが多いことから、広域行政や市町村合併が更に進むことが予想される。その中で、各自治体の自律性を損なうことがないようにするため、各自治体の住民をはじめ職員、職員労働組合などの意向が各自治体に反映されるような態勢を確立するためのマニュアル等を作成する必要があると考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

二 各自治体では、主な収益事業において、人口減少などにより収入が減少しているが、これまでのコンセッション事業による有料施設の運営の収支は、どのような状況か。一般会計からの繰り入れも含めて明らかにされたい。

三 水道分野におけるコンセッション事業の導入に対応し、すでに水道法が改正されたが、今後、他の分野においても、コンセッション事業に対応するため、関係法の改正が必要になると思われる。政府はどのような分野において関係法の改正が必要になると想定しているか明らかにされたい。

四 今日、日本では多くの公共施設が老朽化しており、地震や台風等の災害への対策が急がれている。公共施設の運営にコンセッション事業が導入される場合、「効率化」とは別に「安全性」という観点から住民が参加し、その意見や要望が反映されるようなパブリックミーティング等の設置を制度化・義務化すべきと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

五 コンセッション事業により行われている事業の技術やノウハウを有する各自治体の技術者の定年退職が進んでいる。三十年前と比べて、当

該技術者はどれくらい減少しているのか。また、十年後及び三十年後には当該技術者がどれくらい減少すると予想しているのか。当該技術者の減少は、技術やノウハウの伝承に支障をきたしていないのか。技術やノウハウの伝承に支障が生じると、行政側がコンセッション事業をモニタリングする能力を失うことにならないか。政府の見解を明らかにされたい。

六 有料の高速道路の管理については、すでに愛知県においてコンセッション事業が導入され、収益事業が行われている一方、無料の一般道路においては、一部で近隣の農家等と連携した「道の駅」などの収益事業が行われているにとどまる。

今後、一般道路においても、全国で全面的にその管理をコンセッション事業に置き換える方針はあるのか明らかにされたい。

七 一般道路を建設するため、新たに用地を買収する、または、すでに買収した用地において、道路使用が開始されるまでの間、路上でのパラスカフェ、コンビニエンスストア、カフェ、有料駐車（駐輪）場、仮設保育所等の収益事業施設を設置するなどの「短期的」な事業をコンセッション事業の一環として実施することも可能だとする見解もある。政府はこうした「短期的なコンセッション事業の実施も検討をしているのか明らかにされたい。

八 全国的に、多くの高架、橋げた、トンネルなどは、耐久性が限界にきており、その限界となる時期は今後十年間に集中している。こういった高架、橋げた、トンネルなどの維持や更新がコンセッション事業として取り組まれようとしているが、関係台帳の整備、財政的な支援態勢などは、万全なのか。政府の見解を明らかにされたい。

九

今後、東京オリンピック・パラリンピックの各競技会場をはじめとして、全国的に文化・体育施設（水泳場、バレーボール会場、スケート場等）を、イベント会場を兼ねられるような構造にすることが多くなると予想される。また、MICE（国際会議、イベント等）のための多目的会場の建設が全国各地で進められている。これらの施設の建設におけるコンセッション事業の導入に関し、今後の方針、計画はどのようになっているか明らかにされたい。

十 今日、日本の動物園は、国際標準に対応したスペースの確保と施設の見直しが求められている。また、慢性的な赤字を解消するために、開園時間（夜間開園を含む）や収益施設の見直し、あるいは動物園の統合、整理等も切実な課題になっている。これらの問題をコンセッション事業と結びつけて解決していく方針はあるのか。政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

令和元年十一月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員吉田忠智君提出コンセッション事業の推進がもたらす自治行政のあり方の変化に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員吉田忠智君提出コンセッション事業の推進がもたらす自治行政のあり方の変化に関する質問に対する答弁書

一について
お尋ねの「コンセッション事業が優先して導入される対象とされる道路や河川等」及び「各自

治体の自律性を損なうことがないようにするため・・・の「マニュアル」の意味するところが必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、各地方公共団体におけるマニュアルについては、それぞれの地方公共団体において適切に整備されるべきものであると考えている。

二について

御指摘の「コンセッション事業による有料施設の運営の収支」及び「一般会計からの繰り入れ」の意味するところが必ずしも明らかではないが、地方公共団体が所有権を有する公共施設等のいわゆるコンセッションの方式を利用した民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業（以下「コンセッション事業」という。）の運営権者の計算書類についてのお尋ねであるとしても、政府として網羅的に把握しているわけではないため、お答えすることは困難である。なお、一部の運営権者が、そのホームページ等において、計算書類を公表している例があることは承知している。

三について

御指摘の「コンセッション事業に対応するため」の「関係法の改正」については、現時点において考えていない。

四について

御指摘の「安全性」の意味するところが必ずしも明らかではないが、地方公共団体における公共施設等の運営については、コンセッション事業を導入するかどうかにかかわらず、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）、消防法（昭和二十三年法律第八十六号）その他の関係法令を遵守して行われるべきものと考えているところであるが、お尋ねの「パブリックミートینگ等の設置を制度化・義務化」することについて

では、当該地方公共団体において適切に判断されるべきものであると考えている。

五について

お尋ねの「コンセッション事業により行われている事業の技術やノウハウを有する各自自治体の技術者」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、総務省が実施している平成三十年四月一日現在の「地方公共団体定員管理調査」における土木技師及び建築技師の職員数は、それぞれ、八万二千五百五十二人（三十年前の昭和六十三年同期と比較して千八百七十八人減少）、二万二千五百九十九人（三十年前の昭和六十三年同期と比較して二千七百六十六人増加）となっているが、「十年後及び三十年後には当該技術者がどれくらい減少すると予想しているのか」とのお尋ねについては、お答えすることは困難である。また、「技術やノウハウの伝承に支障をきたしていないのか」及び「モニタリングする能力を失うことにならないか」とのお尋ねについては、政府において、既存のモニタリングに関するガイドラインにおける規定事項に加えて、コンセッション事業において留意する必要がある事項を示した「公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン」（平成三十年十月十八日民間資金等活用事業推進会議決定）を策定・公表し、地方公共団体の職員に対して説明・周知しているところである。

六及び七について

お尋ねの「一般道路」及び「短期的」なコンセッション事業の意味するところが必ずしも明らかではないが、コンセッション事業は公共施設等の利用料金を徴収するものに限られており、その利用について料金を徴収しない道路の

管理については、コンセッション事業の対象とはならず、また、政府が道路の供用を開始されるまでの間に、当該道路に公共施設等を設け、当該公共施設等についてコンセッション事業を導入することは検討していない。

八について
御指摘の「耐久性が限界にきており、その限界となる時期は今後十年間に集中している」、「高架、橋げた、トンネルなどの維持や更新がコンセッション事業として取り組まれようとしている」、「関係台帳の整備」及び「財政的な支援態勢」の意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、国民の安全・安心を確保し社会経済活動を支える基盤として、インフラを適切に維持管理・更新していくことは極めて重要であると認識している。

九について
お尋ねの「文化・体育施設」の意味するところが必ずしも明らかではないが、「PPP/PPF I推進アクションプラン(令和元年改定版)」「令和元年六月二十一日民間資金等活用事業推進会議決定」において、文教施設(スポーツ施設、社会教育施設及び文化施設をいう。以下同じ。)に係るコンセッション事業の導入については、「平成二十八年次から平成三十年次までの集中強化期間中の数値目標は達成した。今後も引き続き重点分野とし、文教施設の具体の案件形成が行われるよう、関係府省と連携しながら、地方公共団体等の取組を支援する」とし、MICE施設に係るコンセッション事業の導入については、「平成二十九年度から令和元年度までを集中強化期間として、六件のコンセッション事業の具体化を目標とする」としている。

しも明らかではないが、文教施設の一部である社会教育施設に含まれる動物園に係るコンセッション事業の導入については、九についてで回答したとおりである。

コンセッション事業の導入に伴う労働者の労働条件の変化に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和元年十一月七日

参議院議長 山東 昭子殿
吉田 忠智

コンセッション事業の導入に伴う労働者の労働条件の変化に関する質問主意書

コンセッション方式によるPFI事業(以下「コンセッション事業」という。)が導入されることに伴い、行政サービスの職場で働く労働者の労働条件が大きく変わると予想されるが、このことについて伺う。

一 各自治体が、コンセッション事業を導入する場合、職場で働く労働者(公務員、非公務員を問わない)、あるいは職員労働組合又は過半数の職場代表者に対して、労働条件などについて誠意を持つて交渉や協議、説明を行うことが求められる。政府は、全国の自治体が「管理運営事項」を理由に、労働者と労働条件などの交渉や協議、説明を行わないことがないように、関係府省、地方公共団体、関係団体に対し周知徹底を図るべきではないか。政府の見解を明らかにされたい。

二 コンセッション事業の導入に伴い、労使協議や説明を行う際に職場に労働組合がない又は、あっても労働組合の組織率が過半数に達していない場合、使用者側が労働者の代表に対して具体的にどのように対応するべきかが示された統一的な方針やマニュアルはあるか明らかにされたい。

ない場合、使用者側が労働者の代表に対して具体的にどのように対応するべきかが示された統一的な方針やマニュアルはあるか明らかにされたい。

三 コンセッション事業を導入する場合、運営権譲渡先の民間企業に自治体職員を公務員の身分を有したまま派遣することはできないとされている。そのため、「転籍」により非公務員化するという法的システムが用いられるが、政府は、自治体やその職員に転籍のシステムについて統一的な説明を行っているか明らかにされたい。

四 多くの公務員、あるいは労働組合の役員は、たとえ自治体の財政状態がどうであろうと、また、リストラがあろうと退職まで公務員の身分でいられ、クビにならないことを常識と考えている。

しかし、国家公務員法第七十八条、地方公務員法第二十八条を適用することによって「整理解雇」、すなわち分限免職が法的には可能となっている。

コンセッション事業の導入に伴い、自治体職員が運営権譲渡先の民間企業への転籍を拒否した場合、分限免職されることはあるか。

コンセッション事業の導入によつて、あるいは元の自治体の職員定数が減ることによつて、転籍した公務員が元の職場(自治体)に戻ることが希望しても、元々いた部署が無い、あるいは過員となり、結果として分限免職される可能性はあるか。こうした場合の元公務員の処遇について明らかにされたい。

五 これまで厚生労働省をはじめとしたPFI研究プロジェクトは、コンセッション事業の導入に伴う雇用問題について、EU(ヨーロッパ連合)で導入されているTUPE(事業を譲渡する会社の雇用を守ることを目的とした法規制)に

ついて研究・討議してきた。現在、政府はTUPEについて、どのような見解を持っているのか明らかにされたい。

六 コンセッション事業の導入により、転籍した者が、それまで勤めていた自治体以外の地域や外国に異動、派遣、出向となることはありえるか。また、こうした場合、これを拒否するとその者の処遇はどうなるか明らかにされたい。

また、コンセッション事業の導入に伴い、転籍する自治体職員の基本賃金、勤務時間、勤勉手当などの労働条件についても変更があると思われる。そのため、転籍した自治体職員(公務員、非公務員を問わない)が、それまでの労働条件の水準を維持することを要求したにもかかわらず、実際に新たな職場で提示された労働条件がそれまでの水準を下回った場合、これを拒否することは可能か。また、提示された労働条件を拒否するとその者の処遇はどうなるのか明らかにされたい。

七 コンセッション事業の導入に伴う運営権譲渡先の民間企業が倒産した場合、転籍した自治体職員は、元の職場(自治体)に戻るか。また、その場合、運営権譲渡先の民間企業が倒産した時点で整理解雇されることになるか。運営権譲渡先の民間企業の倒産及びそれに伴う整理解雇は、全て当該企業の責任であつて、運営権譲渡元の自治体には責任がないのか。運営権譲渡元の自治体にも責任があるとすれば、どのような責任があるのか。

また、転籍した自治体職員には雇用保障期間があるのか。転籍から二十年、三十年後においても雇用が保障されるのか明らかにされたい。

右質問する。

令和元年十一月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員吉田忠智君提出コンセッション事業の導入に伴う労働者の労働条件の変化に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員吉田忠智君提出コンセッション

事業の導入に伴う労働者の労働条件の変化に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねについては、地方公共団体における職員、職員労働組合、過半数の職場代表者との交渉・対応に関するものであるため、地方公共団体において適切に対処されるべきものであると考えており、政府において、御指摘の「使用者側が労働者の代表に対して具体的にどのように対応するべきかが示された統一的な方針やマニュアル」は存在しない。

三について

御指摘の「転籍」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「転籍」が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号。以下「PFI法」という。）第七十九条の規定に基づく地方公務員の派遣をいうとすれば、政府において、当該派遣の運用に当たって留意する事項を示した「公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン」（平成三十年十月十八日民間資金等活用事業推進会議決定）等を策定・公表し、地方公共団体に対し説明・周知しているところである。

四について

お尋ねの「転籍を拒否した場合」の意味すると

ころが必ずしも明らかではないが、お尋ねの「拒否」が、地方公務員がPFI法第七十九条第一項に規定する任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じないことをいうとすれば、当該要請に応じないことは、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条第一項各号に掲げる職員の意に反して降任し、又は免職することができる事由には該当しないものと考えている。

また、「自治体職員」が「分限免職される可能性」については、同項第四号において、職員の意に反して降任し、又は免職することができるとの事由の一つとして、職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合を定めているが、地方公務員の分限免職についての過去の裁判例において、任命権者が被処分者の配置転換が比較的容易であるにもかかわらず、その努力を尽くさずに分限免職処分をした場合には権利の濫用となると判示されており、分限免職については、このような考え方も踏まえ、各地方公共団体において、同法の規定に基づき、適切に対処されるべきものであると考えている。

五について

御指摘の「厚生労働省をはじめとしたPFI研究プロジェクトは、コンセッション事業の導入に伴う雇用問題について、EU（ヨーロッパ）で導入されているTUPPE（事業を譲渡する会社の雇用を守ることを目的とした法規制）について研究・討議してきた」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

六及び七について

御指摘の「転籍」の意味するところが必ずしも

明らかではないが、御指摘の「転籍」がPFI法第七十九条の規定に基づく地方公務員の派遣をいうとすれば、PFI法第二十一条において、公共施設等運営権者は、公共施設等の管理者等と公共施設等運営権実施契約を締結しなければならぬとされ、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行規則（平成二十三年内閣府令第百六十五号）第五条において、公共施設等運営権実施契約の内容には、公共施設等運営権者と任命権者又はその委任を受けた者との間で、個別の地方派遣職員の当該公共施設等運営権者における報酬その他の勤務条件並びに当該公共施設等運営権者において従事すべき業務及び業務に従事すべき期間（退職する日の翌日から起算して三年を超えない範囲）その他当該地方派遣職員をその業務に従事させることに必要な事項を定めた取決めに締結する旨を含むものとされ、当該取決めに伴って内閣府が作成した「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）」に基づく取決書のひな形において、退職派遣の期間が終了した場合（当該運営権者が就業規則の規定に基づき当該地方派遣職員を解雇した場合を含む。）は、当該任命権者又はその委任を受けた者は当該地方派遣職員を採用するものとする等を定めている。政府としては、公共施設等運営権者と任命権者又はその委任を受けた者との間で、当該取決めが遵守されるものと考えている。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所
〒一〇五―八四四五
東京都港区虎ノ門三丁目
二番五号
独立行政法人国立印刷局

電 話
03
(3587)
4294

定 価
本体 本号一部
一一〇円 一二二円